

東海村生物多様性地域戦略

— 自然の恵みが持続するまちづくりに向けて —

東海村

はじめに

私たちの住む東海村は、雄大な関東平野の始まりの地であり、東は太平洋を望み風光明媚な黒松林と砂丘が広がり、北は常陸風土記ゆかりの久慈川が清流をたたえています。

この地域は、夏は涼しく冬は暖かい気候であり、黒潮と親潮が交わる我が国の重要な漁場である海域を有するとともに、陸地の動植物も北限と南限の様々な野生生物が混在する生物多様性の空間が創出され、多くの命がはぐくまれています。

例えば、生育地の南限とされる植物オオウメガサソウ、生息地が北限とされる幻の魚カワアナゴ、豊かな自然の指標種であるトウキョウサンショウウオやオオムラサキ、海岸線を彩るスカシユリなど貴重な動植物を身近にみることができます。

私たちの生活に目を移すと、久慈川のサケや川のり、水はけのよい土地で育つ果樹やなだらかな標高差によって育まれる稲と美しい田園風景、さらに、大地と冬の乾燥した寒風によってつくられる干しいもなど、健全たる自然の恵みが様々なところで私たちの暮らしを支えてきたことがわかります。

しかし、産業革命以降の人間活動や経済活動の拡大など多くの要因を背景に、東海村においても、自然環境の減少や汚染、外来種の侵入などが問題視されるようになり、生物多様性の喪失とともに、私たちにとって大切な自然の恵みも劣化・減少が加速しています。

こうしたことから、東海村では、「東海村第5次総合計画」の基本目標として、自然は私たちの生活の基盤であること、地域の豊かな自然や命を次代につなぐことを明示しました。平成24年度からは、県内に先駆けて「東海村生物多様性地域戦略策定委員会」を立ち上げ、2カ年にわたり、本村における生物多様性の保全・再生の仕組みづくりや自然の恵みが持続するまちづくりについてご議論いただき、この度、そのグランドデザインを描いた「東海村生物多様性地域戦略」を策定いたしました。

この戦略を通して、本村における生物多様性を「守る」「生かす」「育てる」「協力し合う」の様々な取り組みを後押しすることにより、東海村のイメージデザインとしてクローズアップされ、自然の恵みが持続する環境価値の高いまちづくりが実現することを願ってやみません。

最後に、本戦略の策定にあたりまして、「東海村動植物生態系調査検討委員会」や「東海村生物多様性地域戦略策定委員会」の方々をはじめ、村民の皆様から貴重なご意見ご提言を賜りました。この場をお借りしてご協力いただいた多くの方に深く感謝を申し上げます。

平成26年 3月



東海村長 山 田 修

目次

第1章 戦略策定のねらい

1 生物多様性がもたらす自然の恵み	4
2 生物多様性地域戦略とは	5
3 生物多様性に支えられた村民の生活や産業	6
4 戦略策定の目的と位置づけ	7

第2章 自然の恵みが持続する‘まち’の将来像

1 目標とする東海村の将来像	10
2 未来につなぐ‘まち’のかたち	13

第3章 自然の恵みが持続する‘まち’の仕組みづくり

1 行動計画の体系	24
2 行動計画	25

第4章 推進体制と進捗管理

1 戦略の推進体制	48
2 戦略の進捗管理	49

資料編

1 東海村の生物多様性の現状と課題	52
2 自然の健全さを示す主な種の解説	64
3 用語解説	75
4 名簿	79
5 写真提供	81

第1章 戦略策定のねらい



1 生物多様性がもたらす自然の恵み

私たちは、古来、様々な自然の恵みにより生活し、また、産業を成り立たせてきました。このことは、生活様式が変化した現代においても変わりません。私たちの生活や産業は、自然を基盤にして成り立っています。

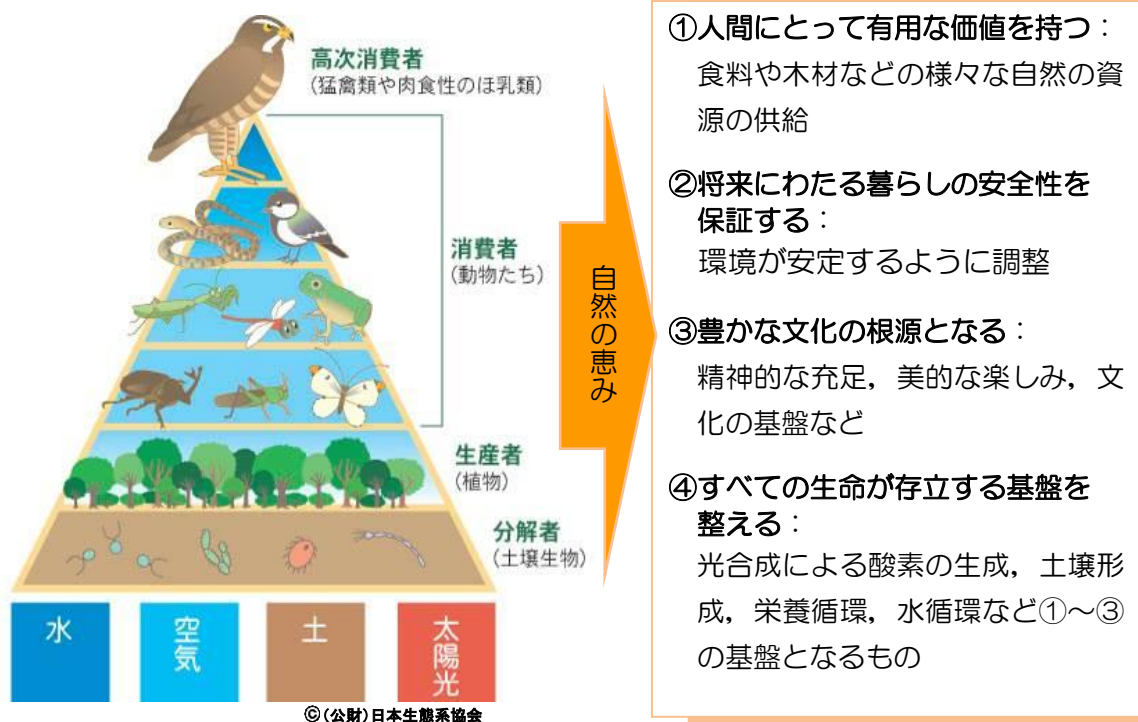
野生生物は、その自然の重要な構成要素です。そして、自然の健全さを示すバロメーターでもあります。水や土、大気などが汚れたり、失われたりすれば、野生生物は生息・生育していくことはできません。言い換えれば、タカやフクロウ、カエル、カブトムシなど、多様な野生生物の存在は、健全な自然があることの証でもあります。

生物多様性^{※用語}とは、様々な野生生物が存在していることを指す言葉です。自然の重要な構成要素であり、自然の恵みの源泉といえるものです。

しかし、高度経済成長期以降、様々な開発が行われ、また、自然に対する適切な手入れが行われなくなったことなどから、生物多様性が失われ、自然の恵みも徐々に失われつつあります。

私たちは、自然の恵みを将来の世代も持続的に利用し続けることができるように、今までの暮らし方、社会経済のあり方、土地利用のあり方を見直し、自然と共存する持続可能なまちづくりを進めることが求められています。

図表1 生物多様性と自然の恵みの関係



2 生物多様性地域戦略とは

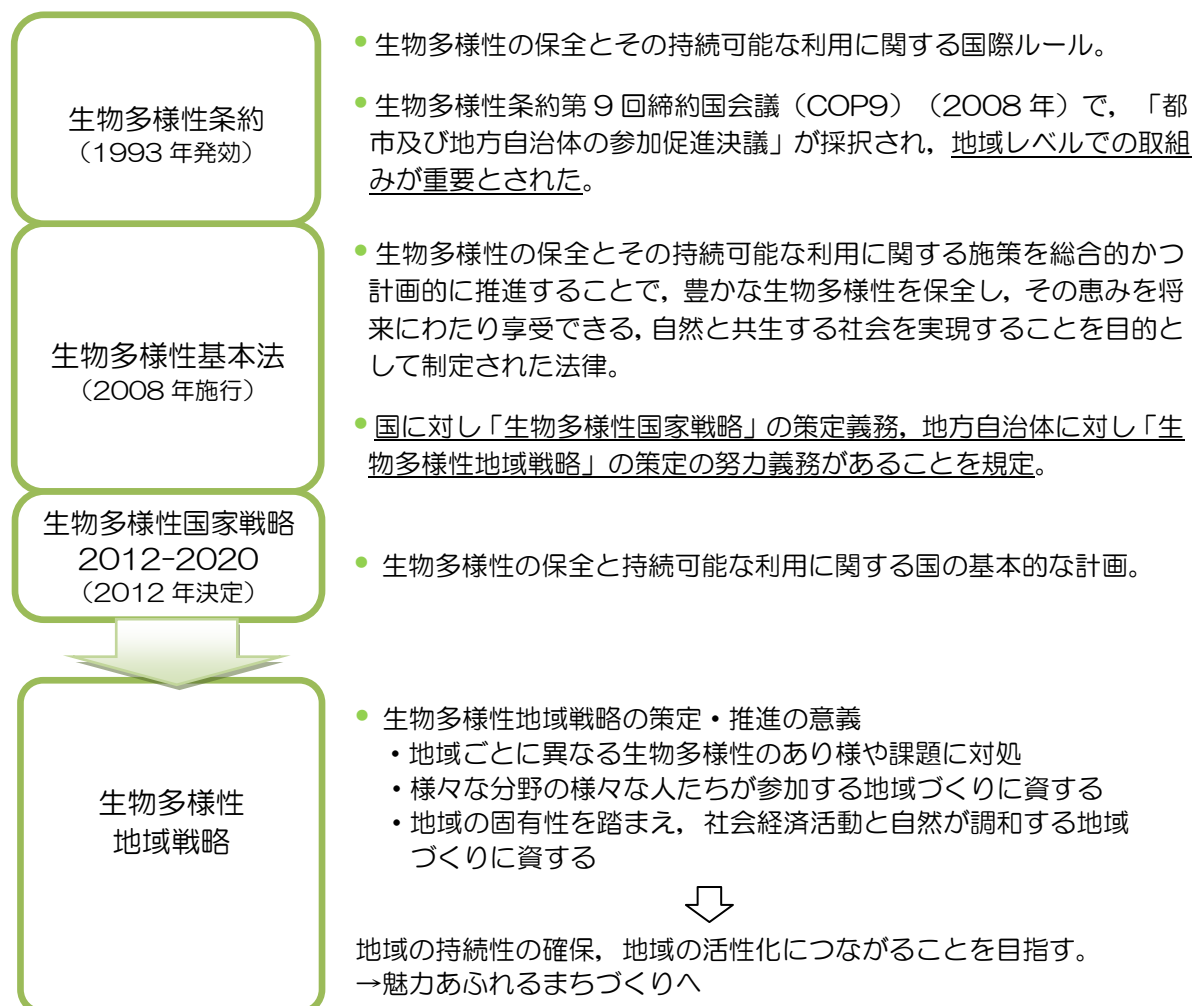
「生物多様性地域戦略（以下、「戦略」という）」とは、生物多様性基本法に位置づけられた、地域における生物多様性に関する基本的な計画です。

今、国際社会は、生物多様性条約の締結などを通じて、生物多様性を保全し、自然の恵みが持続する国づくり、地域づくりを世界各国に求めています。

生物多様性には、地域の気候風土、また、その地域の人々の営みの歴史による地域特性があります。このため、生物多様性の保全・再生に向けては、「生物多様性国家戦略」といった国レベルでの取組みとあわせて、その地域の特性に応じて、地域ごとに対策を講じる必要があります。

この戦略は、地域において、生物多様性の現状と課題に対する認識や保全・再生の方向性を共有しあい、生物多様性に支えられた魅力あふれるまちづくりを行うために、策定されるものです。

図表2 生物多様性地域戦略



3 生物多様性に支えられた村民の生活や産業

以下の表は、本村における自然の恵みを、東海村生物多様性地域戦略策定委員会で出された意見をもとに整理したものです。

こうした自然の恵みを持続的に利用できるまちづくりは、村の社会経済に様々な利点をもたらします。例えば、自然の恵みを最大限に生かすことにより、将来にわたり、各種の社会インフラの建設費や維持管理費の削減、健康や環境面での安全・安心を享受することができます。

国際社会では今、道路などの従来の社会インフラストラクチャー（通称 インフラ）※用語に対し、平地林や斜面林、湿地などをグリーンインフラと呼び、まちづくりの一環として積極的に保全・再生していく方向にあります。

図表3 東海村における自然の恵み（例）

自然の恵みの種類	社会経済分野	自然の恵み
人間にとって有用な価値を持つ	農業	さつまいもや果樹など、安全・安心な作物や果物を育むために必要な水、肥沃な土、きれいな空気の供給
	商工	経済活動を行うために必要な自然資源の持続的な提供
将来にわたる暮らしの安全性を保证する	防災減災	- 自然災害（津波、洪水、土砂災害など）の被害の軽減 - 防風、防砂、延焼防止の機能 - 災害時に利用できる水（湧水など）の供給 - 風雨による土壌喪失の防止機能
	まち整備	落ち着きと潤いのある、魅力的な生活や職場環境の提供
豊かな文化の根源となる	福祉	- ウォーキングなどによる体力増進の場、^い癒しの場の提供 - 高齢者の活動（社会的な参加）の機会の提供 - 世代を超えた交流の機会の提供
	教育保育	- 低年齢期の子どもの豊かな感性などを育む体験の場の提供 - 郷土愛を育む機会の提供 - 奉仕精神を育む機会の提供 - 環境教育の場の提供
	観光	エコツーリズム※用語の題材となる自然観光資源の持続的な提供

4 戦略策定の目的と位置づけ

(1) 戦略の目的

本戦略は、以下のことを目的としています。

- ・本村における生物多様性の保全・再生を効果的に進める仕組みづくり
- ・生物多様性がもたらす、様々な自然の恵みを持続的に得ることができるまちづくり

(2) 戦略の位置づけ

「東海村第5次総合計画 2011-2020」の基本目標3では、自然が私たちの生活の基盤であると言及し、持続可能なまちづくりに向けて、地域の豊かな自然やいのちを次世代につなぐ暮らしの実現がうたわれています。

第5次総合計画に掲げられた暮らしを実現するためには、生物多様性がもたらす自然の恵みの価値を改めて見つめ直し、その恵みをそれぞれの社会経済分野において積極的に生かす取組みを重視していくことが重要となります。

本村には、オオウメガサソウやトウキョウサンショウウオなど希少な野生生物の生息・生育が多数確認されています。本戦略では、それら希少な野生生物を様々な主体の連携・協働によって守っていくための新たな仕組みとともに、それぞれの社会経済分野において、自然の恵みとの関係にも着目し、自然の恵みを上手に生かしていくことを提案しています。

こうしたことから、本戦略の策定は、第2次東海村環境基本計画をさらに進め、村の分野ごとの各種計画、ひいては東海村第5次総合計画の推進を下から支え、後押しするものといえます。

図表4 社会経済分野と自然の恵みとの関係



【コラム】 東海村第5次総合計画 2011-2020（抜粋）

東海村第5次総合計画 2011-2020 の基本目標には，生物多様性の保全・再生を通じたまちづくりの必要性が記載されています。



基本目標 3

「自然といのちの調和と循環を重視し，多様な叡智を結集して新たな暮らしを創造する活力あるまちを目指します」

私たちは，自然の営みの中からも多くのことを学ぶことができます。自然は私たちの生活の基盤であり，文化を生み出す土壌です。今後も持続可能なまちとして，地域の豊かな自然やいのちを次代につなぐ暮らしを大切にします。自然といのち，歴史や文化を守り，新しい産業の創出を図り，活力に満ちた安全・安心なまちづくりを目指します。

第2章 自然の恵みが持続する ‘まち’の将来像



1 目標とする東海村の将来像

(1) 目標は 50 年後

本戦略は、本村における生物多様性の保全・再生と、自然の恵みを持続的に得ることができる社会経済への転換を目指すものです。そのためには、長期的な視野に基づいた取組みの継続が必要となります。

そこで、目標年を 50 年後と設定します。今、本村に生まれた子どもたちの子どもたちが成人する頃（孫の時代）を目標として、自然と共存する持続可能な東海村が実現していることを目指します。

(2) 50 年後の東海村の魅力あふれる自然環境

以下に、50 年後の本村の自然環境のイメージを示します。

自然環境

生物多様性の 保全・再生

- 斜面林、平地林、海岸林、また、社寺林、屋敷林などの樹林や湿地などが保全・再生され、その結果、樹林や湿地などの自然の面積が増え、東海村の風景がより美しくなっています。
- 住民や自治会、NPO からの多くの情報や提案をもとに、海浜植物が一面に咲く海浜、タカやフクロウが生息する平地林や斜面林、夏の夜にホタルが舞い、きれいな水が必要なトウキョウサンショウウオがくらす湧水のある水辺など、自然度の高い場所、そして希少な野生生物がしっかり守られています。
- 指標種の生息確認情報、イベントの開催情報など村内の生物多様性に関する日常の様々な情報が一カ所に集約され、住民や自治会、NPO、民間事業者、行政などが、必要な情報を、IT を利用して効率的に得ることができる場が整備され、それが広く知られ活用されています。
- 村内の貴重な自然地において、住民や自治会、NPO、学校、民間事業者、行政などの多様な主体の連携・協働により、自然が保全・再生されています。
- 持続可能なまちづくりの自然の基盤（グリーンインフラ）として、十分なビオトープ・ネットワーク※用語が形成されています。

(3) 生物多様性がもたらす 50 年後の東海村の主な社会経済

以下に、自然の恵みを積極的に生かした 50 年後の主な社会経済のイメージを示します。

農業 自然の恵みに 支えられて 持続する	• 美しい田園風景が、村民の生活に‘いやし’と‘うるおい’を与え、また、東海村のエコツーリズムにおける欠かすことができない題材になっており、他の自治体からも多くの人が視察・見学に訪れています。 • 自然と共存した特色ある農業が村内外から注目され、農業の担い手が確保されています。 • 担い手農家とそれを支援する村民や NPO との連携・協働により、里地の野生生物が守られ、また、有機農業が普及し、農業にとって欠かせない健全な土壌と水が大切に確保され、栄養豊かで安全・安心の農作物が村民に供給されています。
商工 地域の 自然資源を 生かす	• 地域の自然資源を最大限活用した、新しい産業が展開されています。
防災・減災 自然が持つ 防災・減災の 機能を生かす	• 斜面林や海岸林により、土砂崩れや津波、洪水などから、村民の生命や財産への被害を防いだり、最小限に抑えたりする、自然の防災・減災機能を最大限に生かしたまちづくりがなされています。 • 学校、公園、病院など、人が集うところの周囲には、東海村に本来見られる常緑の高木、中低木、草本類が植栽・管理され、延焼防止や防風・防音など、自然の機能を生かした取り組みが行なわれています。 • 村内の各所で湧水のある場所が守られており、地震や津波などの非常時に、それが村民の生活用水として役立っています。
まち整備 自然に囲まれ 美しく 魅力あふれる	• まち全体に、東海村の自然に本来生える植物を大切にする意識が浸透し、公園などの公共用地や民間の敷地で地域性種苗^{※用語}が積極的に植えられ、どこででも東海村本来の四季の移り変わりを感じることができます。 • 住民や NPO、学校、事業者など各主体が参画し、自然と共存した美しいまちづくりに向けて、連携・協働して自然を保全管理、活用する体制が整っています。

福祉

自然に囲まれ
いきいきと
活動する

- 野草や自然の木々の花を楽しんだり、どんぐりなどの実を拾ったりと、公園や散策路に、小さな子どもから高齢者まで村民の姿が見られます。こうした公園や散策路は、多様な主体の連携・協働により管理され、交流の場、そして、健康増進の場になっています。
- 高齢者が、自然や文化、歴史のインタープリター（解説者）として、学校や幼稚園、保育所、あるいは自然が豊かな公園などで、子どもたちに野遊びや民話などの東海村の自然や文化、伝統を伝えたり、子どもたちと一緒に自然を保全・再生したりする活動を楽しんでいます。

教育・保育

自然・文化・
伝統などを
大切にする
人材を育てる

- 保育所や幼稚園の敷地内やその周辺に安全に自然とふれあう場がつくられ、日常的な自然とのふれあいを通じて、子どもの豊かな感性や認識力、思考力及び表現力が培われています。
- 小中学校では、東海村の豊かな自然や伝統の大切さについて、発達段階ごとに系統だった村独自の教育が展開され、持続可能なまちづくりに参画する心が育まれています。
- 小中学校では、自然と共存した空間づくりが進められ、自然学習の場として活用されるとともに、地域の方々との連携・協働を学ぶ場となっています。
- 学校教育をはじめ生涯を通じて、自然の恵みや本村の貴重な野生生物について身近に学ぶ場が、様々な主体の連携・協働により、体系的に整備されています。

観光

自然などの
観光資源を
積極的に
生かす

- 行政の支援のもと、住民や NPO、事業者などがガイドとなって、東海村の自然、文化、歴史などの資源を題材にしたエコツアーが四季を通じて企画され、村外より多くの人々が村を訪れ、一定の経済効果を生みだしています。

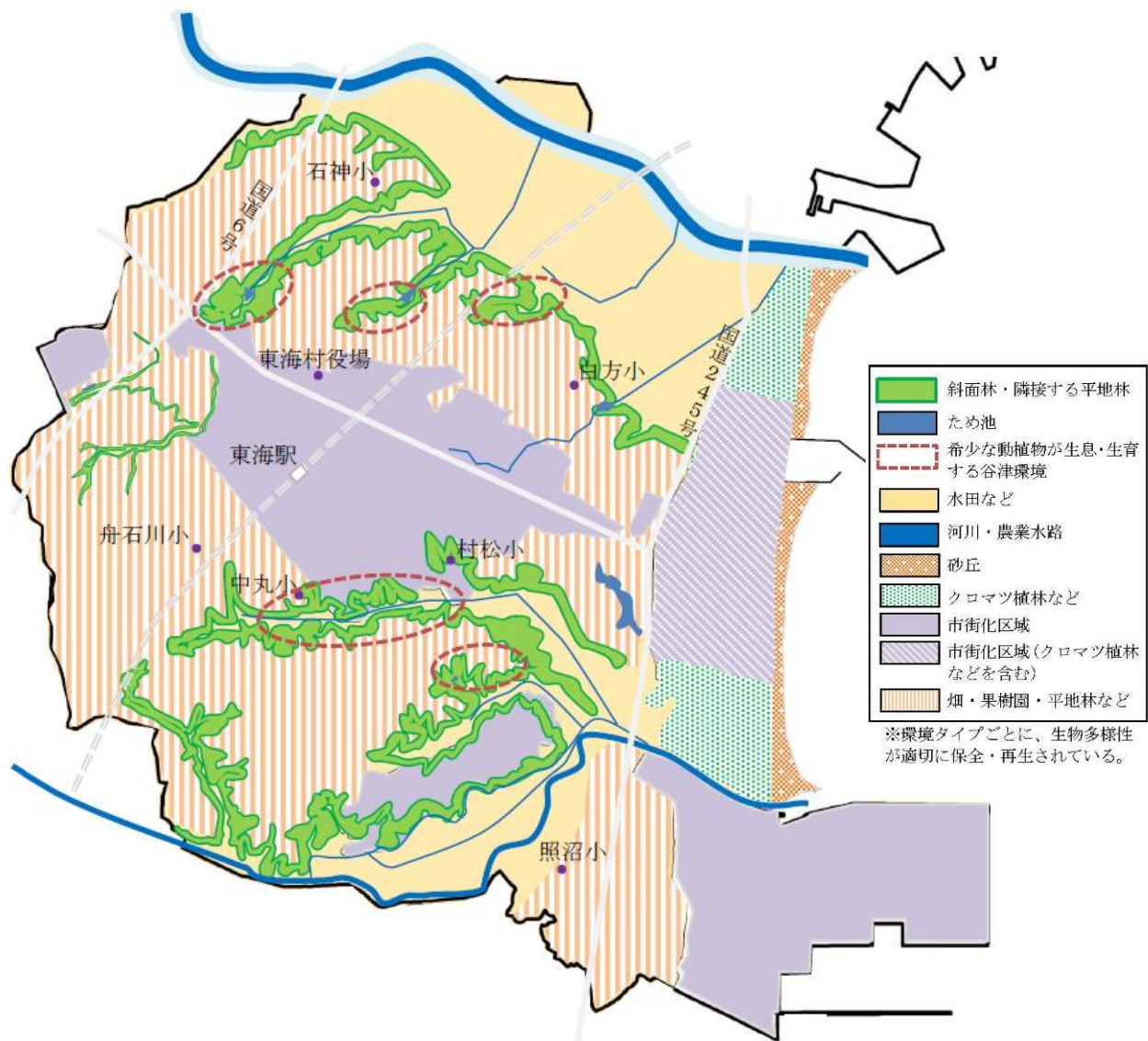
2 未来につなぐ‘まち’のかたち

「目標とする東海村の将来像」を具体化していくためには、生物多様性の保全・再生に配慮した‘まち’の形成が必要となります。

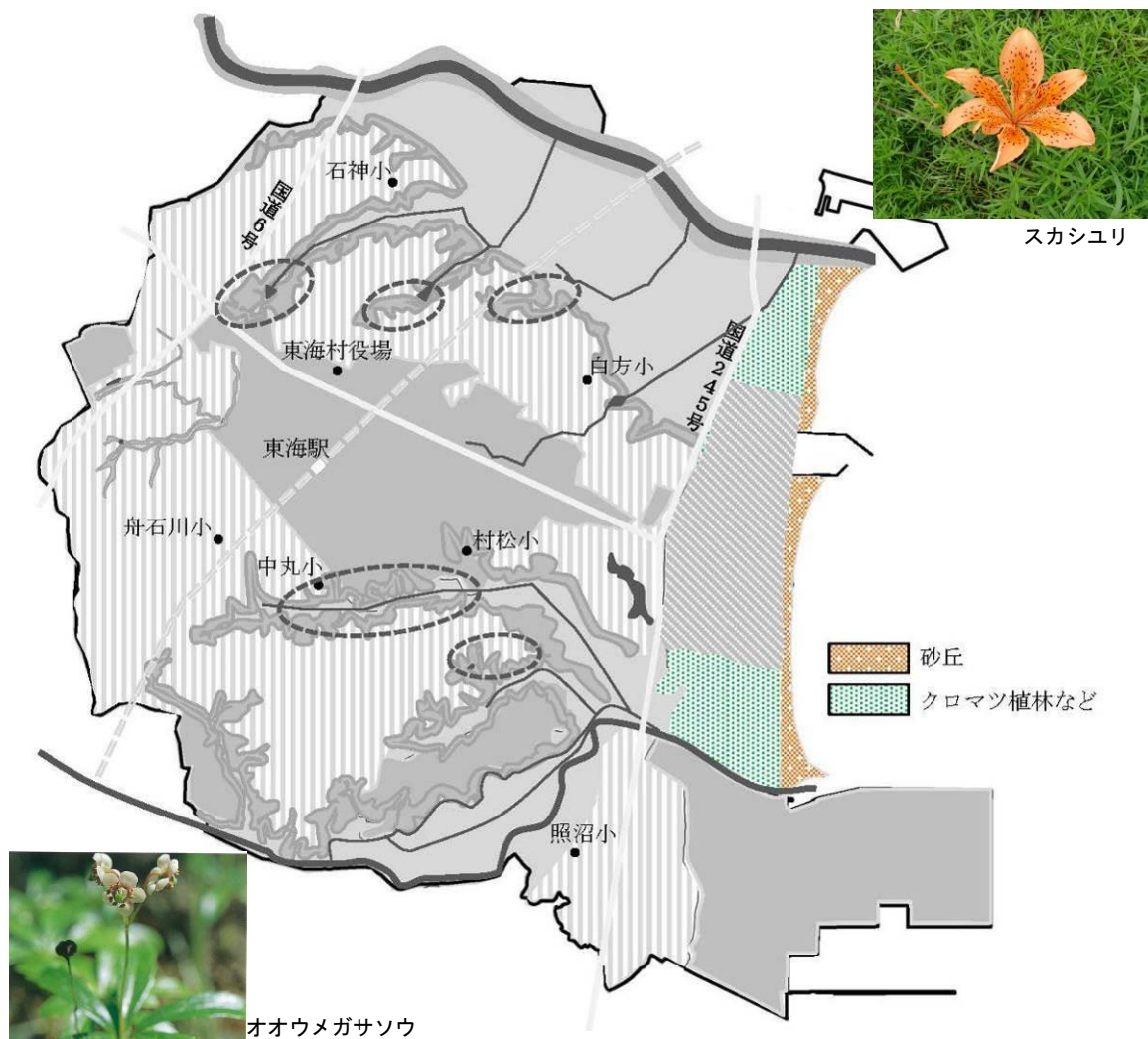
この‘まち’の形成を促進するためには、住民や自治会、NPO、民間事業者、行政などの各主体が同じ思いをもち、その実現に向けて連携・協働しながら課題解決を進めていくことが求められます。

以下に、自然の恵みを持続的に得るために、環境タイプごとの未来のかたちと、自然の健全さを示す主な動植物を挙げます。

図表5 東海村における未来のかたち



● 「海浜」の未来のかたち



未来の イメージ

- 本村の海浜特有の動植物の生息・生育環境が保全されている。
- 東側に広く青い海をのぞみ、砂地にはスカシユリなどの海浜植物が保護増殖され、本村ならではの美しい海浜の景観が取り戻されている。
- 海浜の優れた自然と村民が容易にふれあうことができる憩いの場となっている。

自然の 健全さを 示す主な種

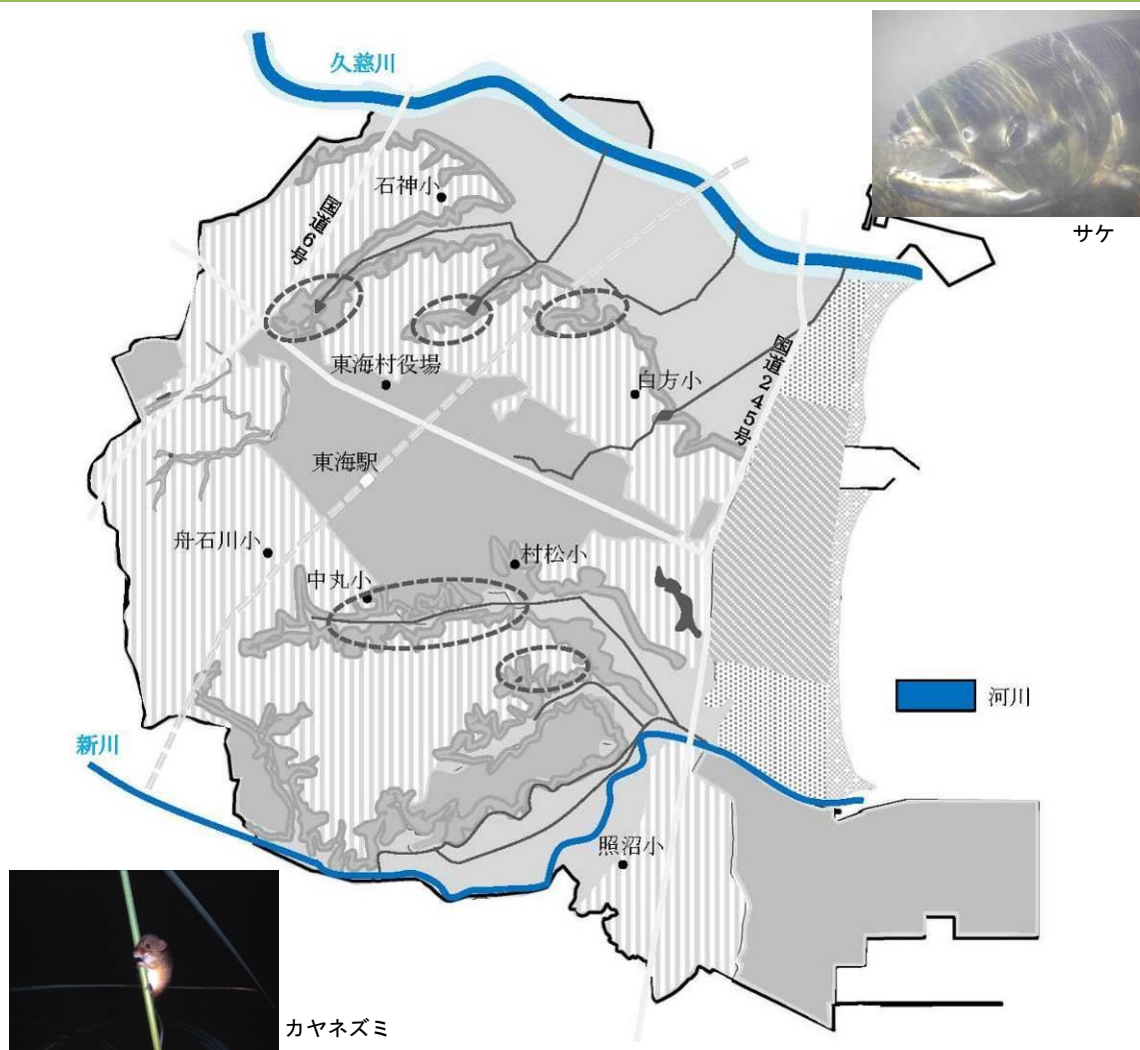
【植 物】スカシユリ、オオウメガサソウ、ハマカキラン、ハマナス

【哺乳類】ニホンリス

【昆虫類】ニッポンハナダカバチ

※資料編参照

● 「河川」の未来のかたち



未来の イメージ

- 現在見られる動物や植物がいつまでも見られるように保全されている。
- 河川敷に湿地環境が再生され、水鳥などが観察できる場となっている。
- 豊かな自然のなかで、春はアユが、秋にはサケが大量に川を遡上する風景を取り戻し、その恵みが享受できる環境になっている。
- 茨城県の代表的な河川である久慈川が、村民の憩いの場として、より身近な存在となっている。

自然の 健全さを 示す主な種

※資料編参照

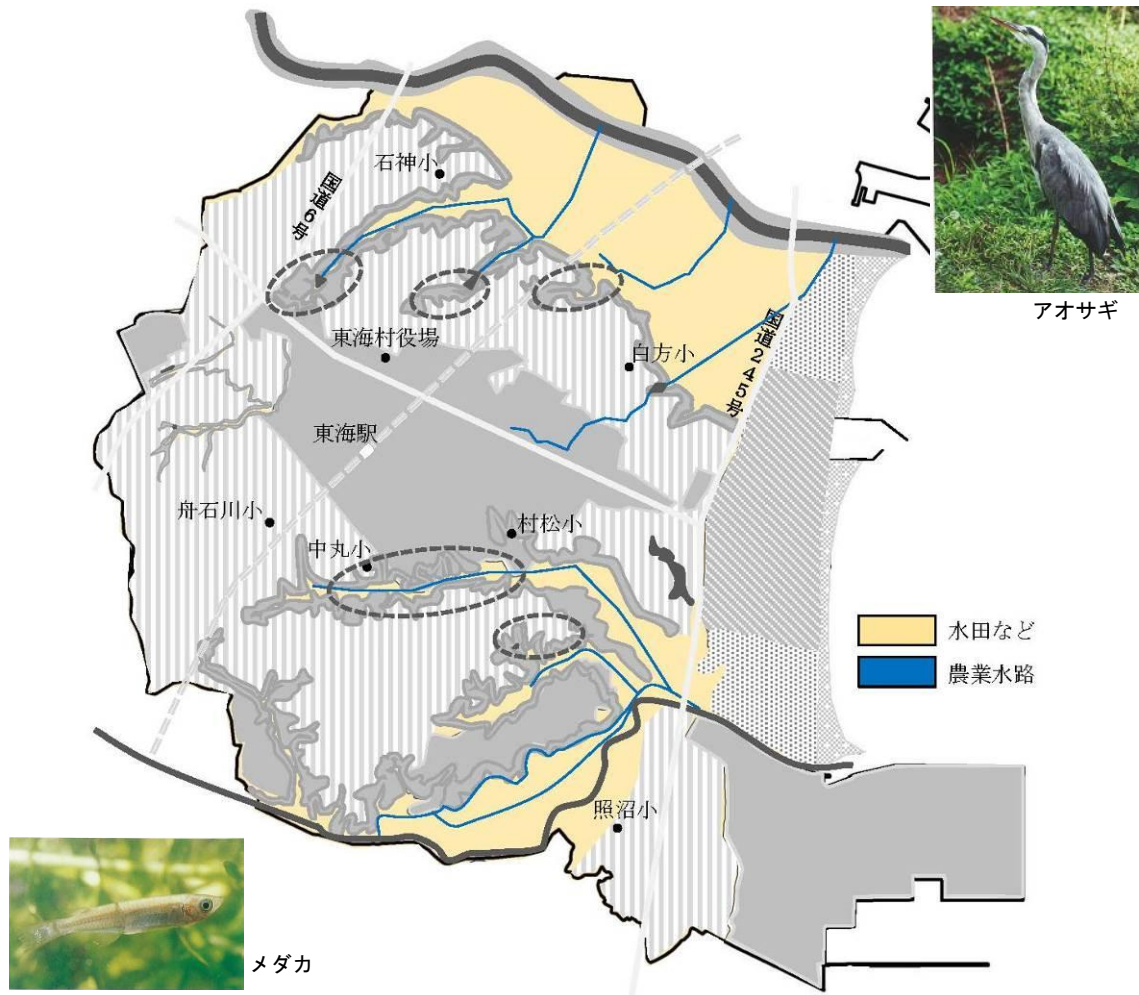
【哺乳類】カヤネズミ

【鳥 類】アオサギ、ダイサギ、カンムリカイツブリ（越冬）

【魚 類】サケ（回遊魚）、アユ（回遊魚）、カジカ、カワアナゴ、ギバチ

【昆虫類】ギンイチモンジセセリ

● 「水田，農業水路」の未来のかたち



未来の イメージ

- 農業の担い手への農地の利用集積が進み，優良農地面積が概ね維持されている。
- 減農薬や減化学肥料栽培，有機農業がさらに拡大され，地域に誇れる農業振興ゾーンとなっている。
- 里地里山の野生生物にあふれる水田農業が展開されている。
- 農業水路にも，久慈川や新川から魚が行き来し，繁殖するなど生物多様性の豊かな水路となっている。

自然の 健全さを 示す主な種

※資料編参照

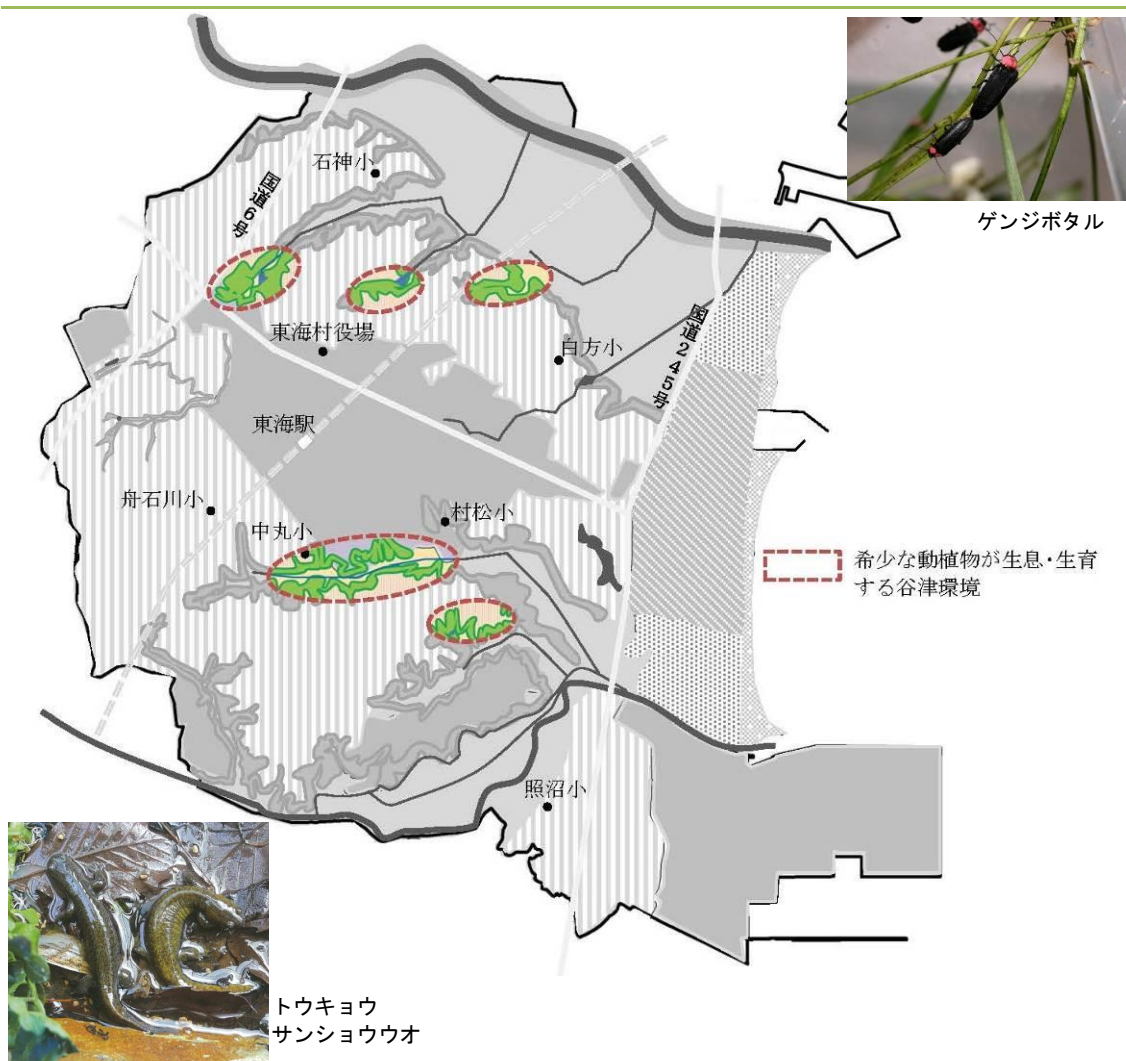
【植 物】ミズニラ，ナガエミクリ

【鳥 類】アオサギ，ダイサギ

【魚 類】ウナギ，メダカ^{※用語}，カジカ

【昆虫類】コオイムシ，ゲンジボタル，ハイケボタル

● 「谷津」の未来のかたち



未来の イメージ

- 農業の効率的利用を見込むことができない一方で、希少な動植物の宝庫となっている谷津※用語の谷頭に近い部分などは、村において斜面林などの周囲の環境を含めて土地が確保され、村民が主体となって、自然とのふれあいの場として、自然が保全・再生されている。

自然の 健全さを 示す主な種

※資料編参照

【植 物】ミズニラ、ナガエミクリ、モウセンゴケ

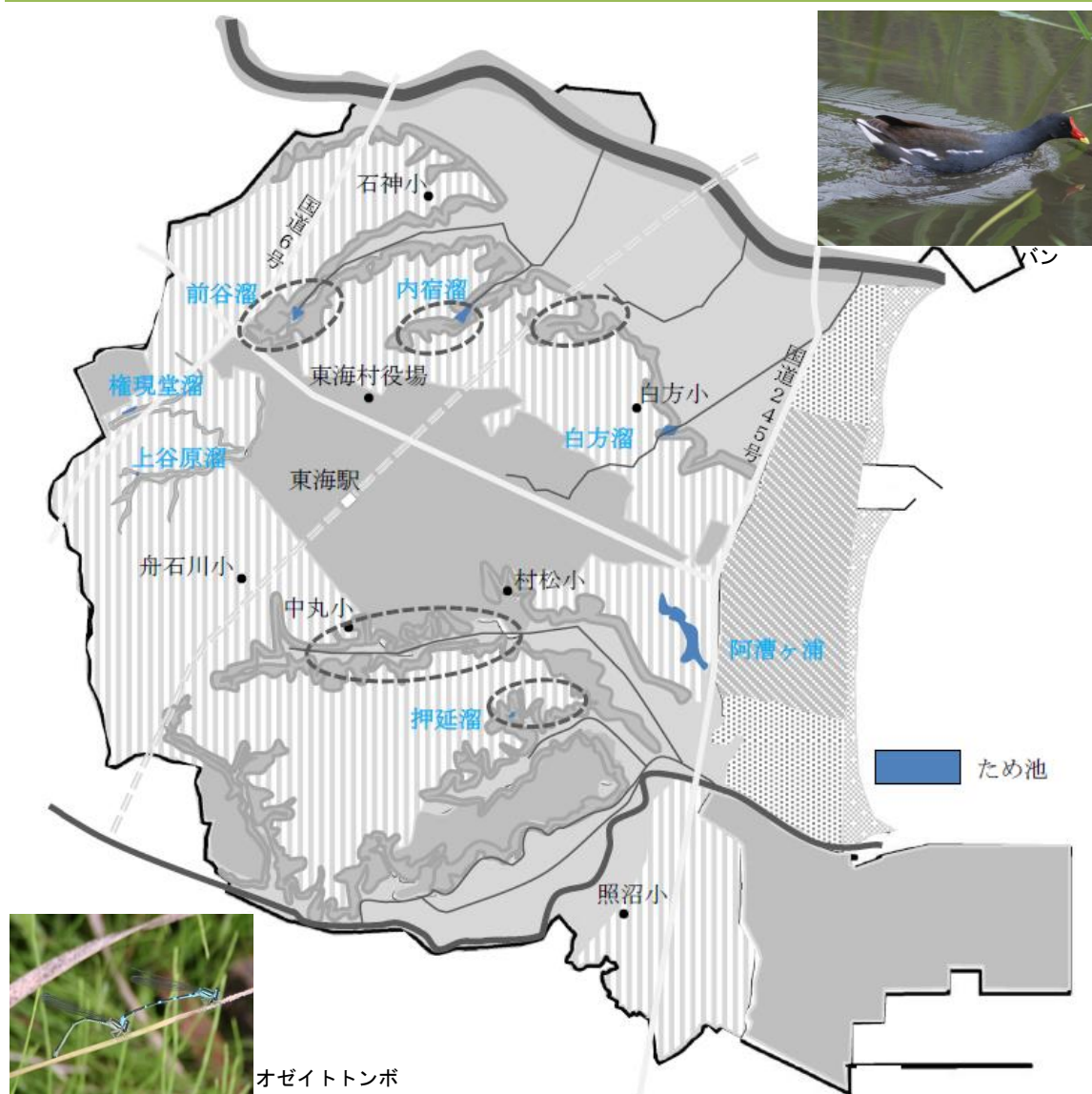
【鳥 類】オオタカ、カワセミ、バン

【魚 類】カジカ

【両生類】トウキョウサンショウウオ

【昆虫類】オゼイトトンボ、アオヤンマ、コオイムシ、ゲンジボタル、ハイケボタル

● 「ため池」の未来のかたち



未来の イメージ

- ため池^{※用語}は湿性植物が豊かに生育し、周辺の自然環境を含めて保全・再生され、本村ならではの自然を楽しむ場となっている。
- オオクチバスやアメリカザリガニなどの外来生物の防除が進み、在来の動物が増えている。

自然の 健全さを 示す主な種

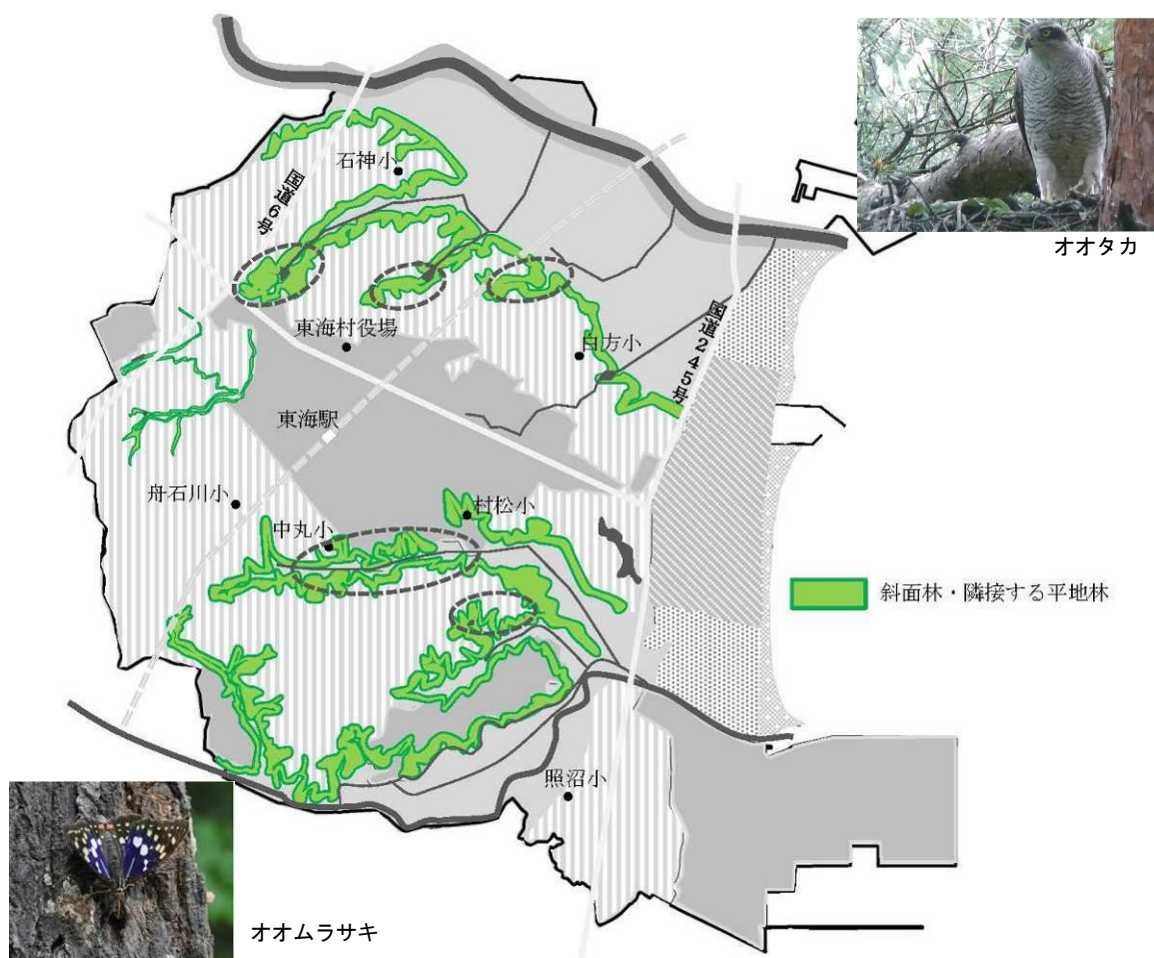
※資料編参照

【鳥 類】 オオハクチョウ（越冬）、コハクチョウ（越冬）、カワセミ、バン

【魚 類】 ギンブナ、ドジョウ

【昆虫類】 ムカシヤンマ、オゼイトトンボ、コオイムシ

● 「斜面林」の未来のかたち



未来の イメージ

- 斜面林は、隣接する上部の平地林とともに保全・再生され、連続性が回復している。
- スギなどの植林地やモウソウチクなどの竹林が拡大しているところは、広葉樹林へと誘導され、樹林としての質が改善されている。
- 早春にはトウキョウサンショウウオの卵塊が見られ、夏にはゲンジボタルやヘイケボタルが舞う、斜面林下の湧水のある水辺が保全・再生されている。

自然の 健全さを 示す主な種

※資料編参照

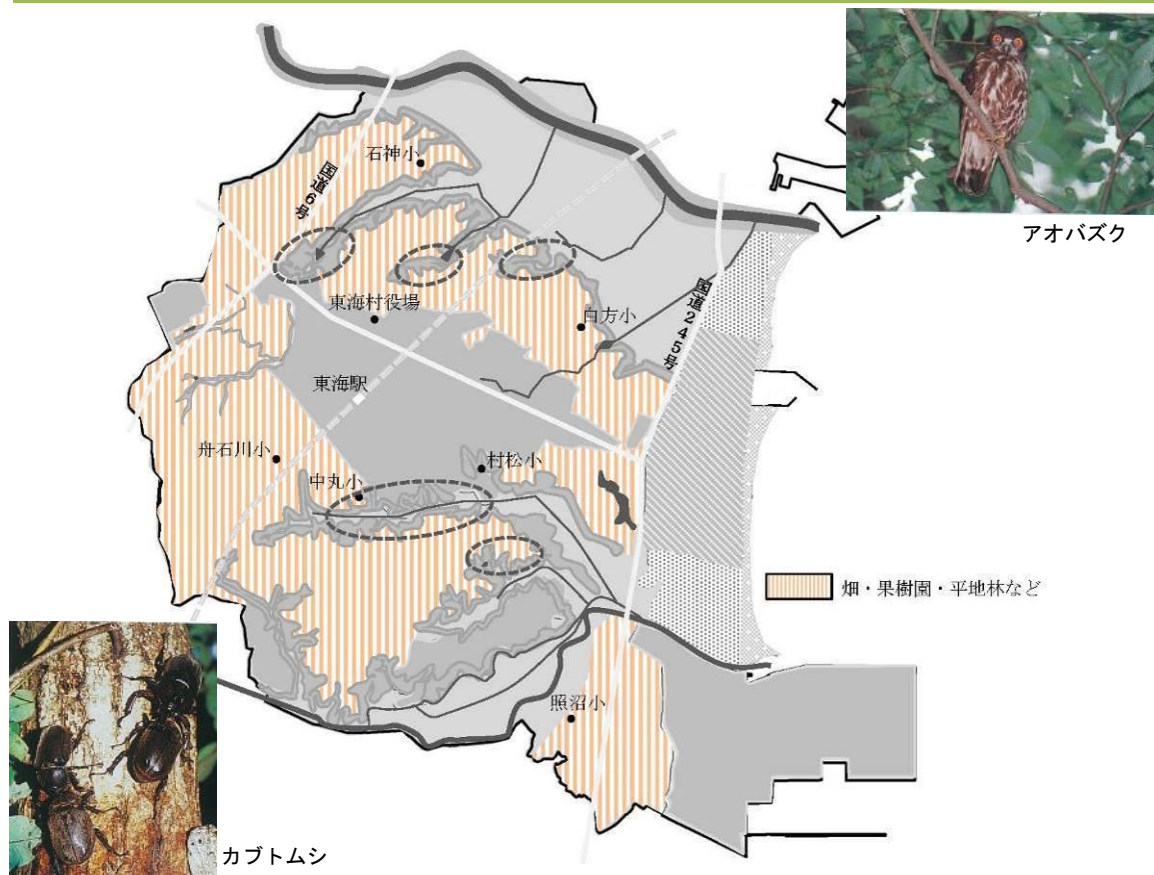
【植 物】カザグルマ、モウセンゴケ

【鳥 類】オオタカ、アオバズク、アカゲラ

【両生類】トウキョウサンショウウオ

【昆虫類】オオムラサキ、ヤマトタマムシ、ゲンジボタル、ヘイケボタル、ムカシヤンマ

●「畑，果樹園，平地林」の未来のかたち



未来の イメージ

- 減農薬や減化学肥料栽培，有機栽培などの環境保全型の畑作や果樹農業が振興されている。
- コンパクトなまちづくり※用語が進められ，「市街化を抑制する区域」という市街化調整区域本来の理念にもとづき，他用途への転用が極力抑制されている。
- 農業の担い手への畑の利用集積が進み，効率的利用がどうしても見込めない畑は自然再生の検討を行っている。
- 希少種が見られる保全の重要度が高い平地林については，行政が中心となって土地が確保され，村民の自然とのふれあいの場になっている。
- 植林地で放棄されているところは広葉樹林へと誘導され，管理樹林としての質が改善されている。

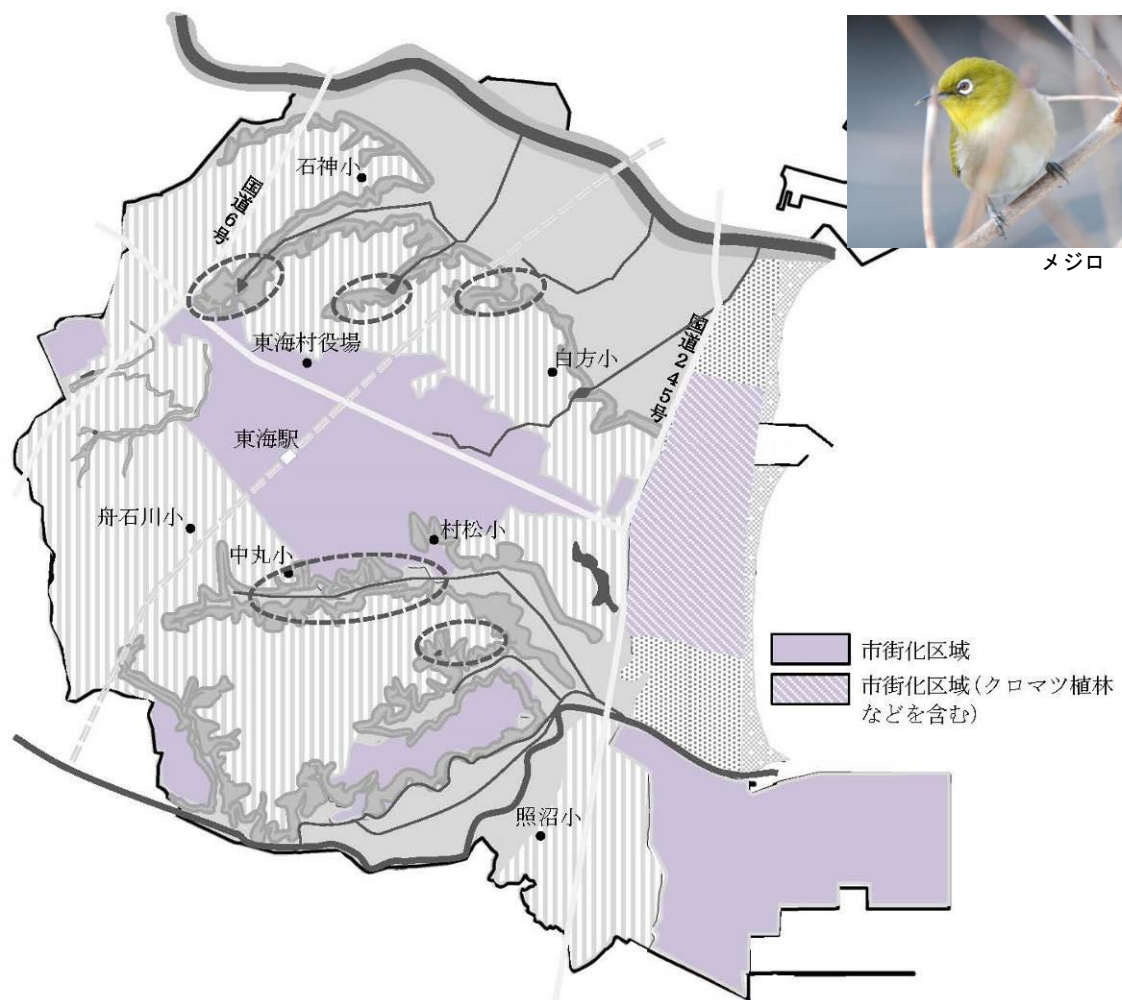
自然の 健全さを 示す主な種

【鳥 類】 オオタカ，アオバズク，アカゲラ

【昆虫類】 オオムラサキ，ヤマトタマムシ，カブトムシ

※資料編参照

● 「市街化区域」の未来のかたち



未来の イメージ

- 身近に自然が感じられるよう、公有地や民間の土地において、地域在来の樹木や野草の植栽が推進されている。
- 野生生物が生息・生育できるよう、樹林や水辺、草地などの大小様々なビオトープ^{※用語}が保全・再生されている。

自然の 健全さを 示す主な種

【植 物】スダジイ、シラカシ、コナラ、ヤマザクラ、シロダモ、ヤブツバキ、イロハモミジ、ムラサキシキブ、ヤブコウジ、ヤブラン、アケビ

※資料編参照

【鳥 類】メジロ

第3章 自然の恵みが持続する ‘まち’の仕組みづくり



1 行動計画の体系

自然の恵みが持続するまちづくりに向けた行動計画の体系を、以下に示します。

I 守る ―自然の恵みを守る仕組みづくり

本村における自然環境の保全・再生を後押しする仕組みをつくります。

- I-1 生物多様性に関する情報の一元化
- I-2 希少な種やビオトープの保護に関する仕組みづくり
- I-3 東海村の公共事業により自然を減らさない仕組みづくり
- I-4 外来種対策を推進していくための仕組みづくり
- I-5 地域性種苗の利用促進
- I-6 ビオトープ・ネットワークの形成

II 生かす ―自然の恵みを生かす仕組みづくり

本村の自然の恵みを生かした防災・減災、農業や商工業、観光を後押しする仕組みをつくります。

- II-1 自然環境を防災・減災に生かす取組みの推進
- II-2 農業の多面的機能の発揮
- II-3 東海村の自然や文化などを生かした商品開発の支援
- II-4 東海村の自然や文化、伝統などを楽しむエコツーリズムの推進

III 育てる ―自然の恵みを大切にす人材育成の仕組みづくり

本村の自然の恵みを大切にする学校教育や社会教育、福祉や保育の仕組みをつくります。

- III-1 東海村の自然や文化、伝統などを生かした独自の教育・保育の推進
- III-2 生物多様性の保全・再生や普及における人材の育成、派遣

IV 協力し合う ―多様な主体との連携・協働の体制の充実

上記の仕組みづくりを進めるため、連携・協働を充実させます。

- IV-1 国や県・周辺自治体などへの生物多様性の保全・再生に関する協力要請
- IV-2 民間事業者への生物多様性の保全・再生に関する協力要請

2 行動計画

I 守る —自然の恵みを守る仕組みづくり

I-1 生物多様性に関する情報の一元化

【現状】

村内の野生生物に関する情報が、東海村教育委員会により『東海村の自然誌』（平成 19 年）としてまとめられ公表されています。本村では、NPO による自発的な保護活動も活発に行われており、その活動を通して得られる情報も、本村の生物多様性の保全にとっても重要なものとなっています。

【課題】

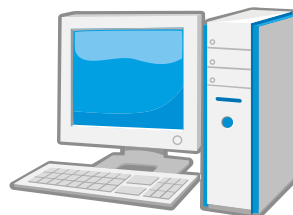
村内の野生生物に関する情報の蓄積と更新は、生物多様性の保全に向けた基盤的な取り組みといえます。しかし、現在、こうした情報が集約される仕組みがありません。

■施策

- 生物多様性に関する情報の一元化を目的とした「東海村生物多様性情報データベース（仮称）」の構築を検討します。なお、情報を公開することにより乱獲や盗掘のおそれがある希少種の地点情報などについては慎重に取り扱います。

■成果

- 野生生物の生息・生育地点の情報など、村内の生物多様性に関する情報の一元化が図られることにより、希少種保護や開発に際して庁内の関係部署やNPOなどに必要な情報が効果的、効率的に提供される仕組みが構築されます。
- 行政やNPOが実施する生物多様性に関する催しや講座の開催情報の一元化が図れることにより、生物多様性に関する学習機会を村民に効率的に提供する仕組みが構築されます。

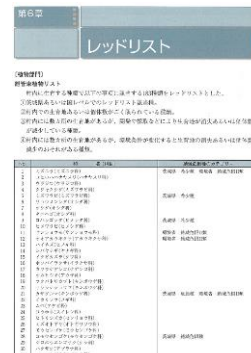


I-2 希少な種やビオトープの保護に関する仕組みづくり

【現状】

茨城県自然環境保全条例にもとづき、豊岡と村松の2地域が県自然環境保全地域に指定されています。また、鳥獣保護法にもとづき、東海鳥獣保護区、ひたち海浜公園鳥獣保護区の2地域が県鳥獣保護区に指定されています。希少種の捕獲・採取を直接規制する仕組みとして、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」があります。

本村では、平成19年に、東海村の自然調査会により、本村において絶滅に瀕する動植物を取りまとめたレッドリストが作成されています。このリストには、維管束植物（シダ植物と種子植物。コケ類は含まない）183種類、動物56種類が掲載されています。



東海村レッドリスト

【説明】
 絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ①絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ②絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ③絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ④絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ⑤絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ⑥絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ⑦絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ⑧絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ⑨絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ⑩絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ⑪絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ⑫絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ⑬絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ⑭絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ⑮絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ⑯絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ⑰絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ⑱絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ⑲絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ⑳絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ㉑絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ㉒絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ㉓絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ㉔絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ㉕絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ㉖絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ㉗絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ㉘絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ㉙絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ㉚絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ㉛絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ㉜絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ㉝絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ㉞絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ㉟絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ㊱絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ㊲絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ㊳絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ㊴絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ㊵絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ㊶絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ㊷絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ㊸絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ㊹絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ㊺絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ㊻絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ㊼絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ㊽絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ㊾絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）
 ㊿絶滅のおそれのある動植物（以下「絶滅」）を指定し、保護する（絶滅のおそれのある動植物の保護に関する法律）

【課題】

国の法律や県の条例は、国や県レベルの生物多様性の保全に対応したものであり、これだけでは村内の希少な種やビオトープを適切に保護していくことができません。また、東海村のレッドリストが作成されていますが、その生息・生育地を保全する仕組みがありません。

■施策

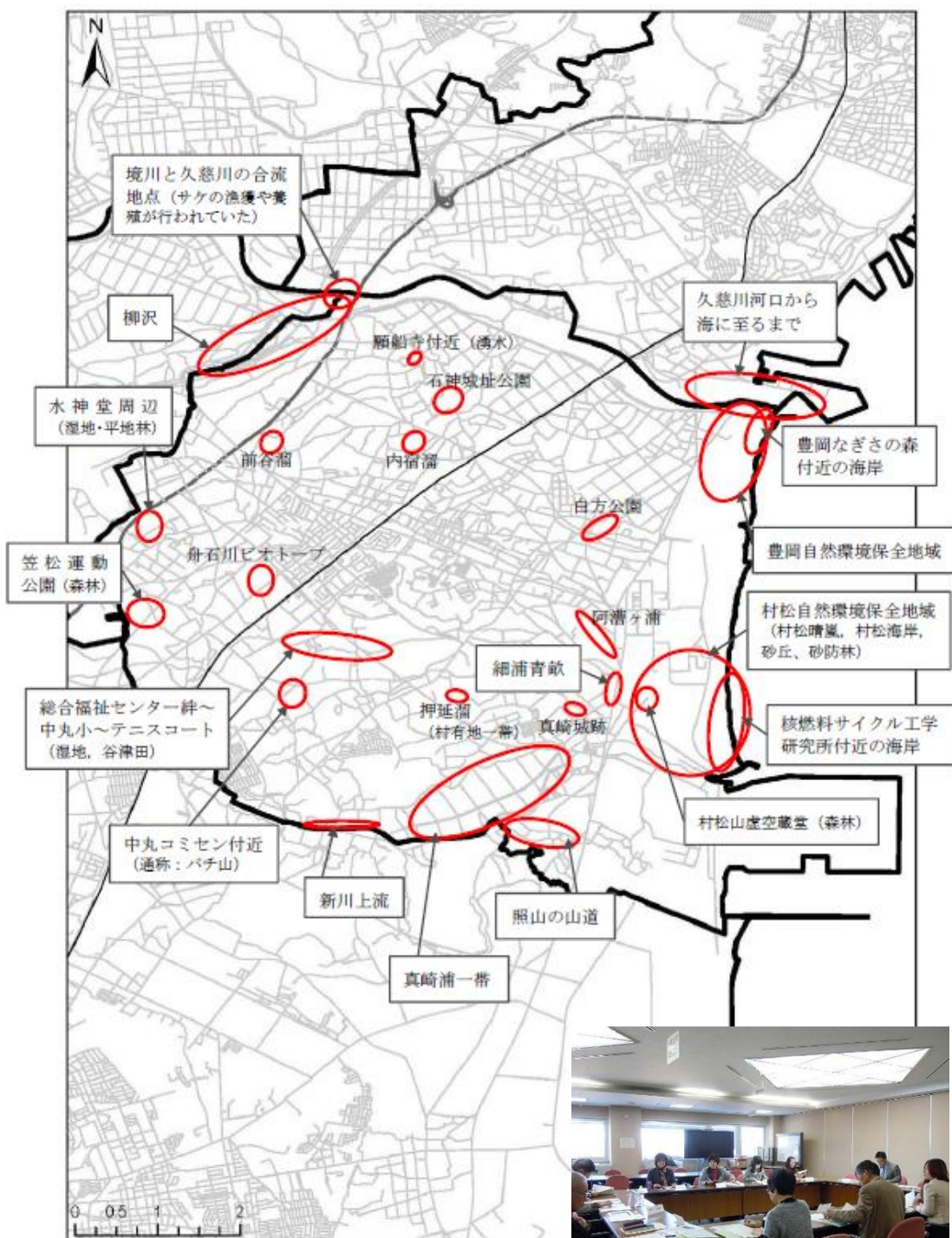
- 「東海村指定希少野生生物種（仮称）」を指定し、捕獲・採取などの規制措置の導入、増殖した希少植物の植栽を含めた保護回復計画の策定などの新たな仕組みを検討します。仕組みの検討にあたっては、住民や自治会、NPO、学校と行政などとの連携・協働を引き続き大切にします。
- 「東海村指定希少野生生物種（仮称）」の生息・生育地のうちで特に重要な場所を、生態系全体を考慮に入れつつ「保護区」に指定し、開発などの行為を制限することができる新たな仕組みを検討します。なお、保護区を設定する際には、事前に、周辺住民や自治会を対象にした現地見学を含めた学習会を開催するなど、その重要性に関する村民の理解を深めるための機会を設けます。

■成果

- 希少な種やビオトープを保護する村独自の仕組みが構築されます。

【コラム】 策定委員から寄せられた東海村の守りたい自然

本村における守りたい自然について、東海村生物多様性地域戦略策定委員会の委員から、以下のような意見がありました。



※その他のご意見

- ・湧水
- ・海岸線から望む黒松一帯 (海岸線全て)



【現状】

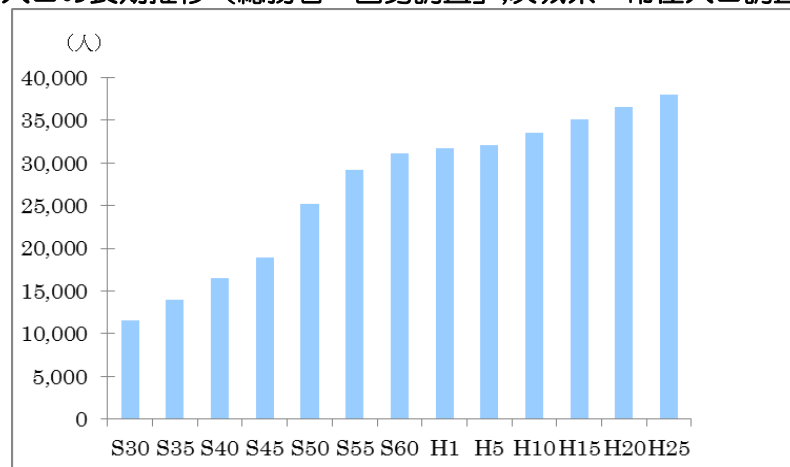
人口の増加とこれに伴う住宅地の広がりによって、この50年ほどの間に、山林の面積が減少しています。環境省の調査によると、本村には自然林、自然草地はわずかしかなかった残されていません。

【課題】

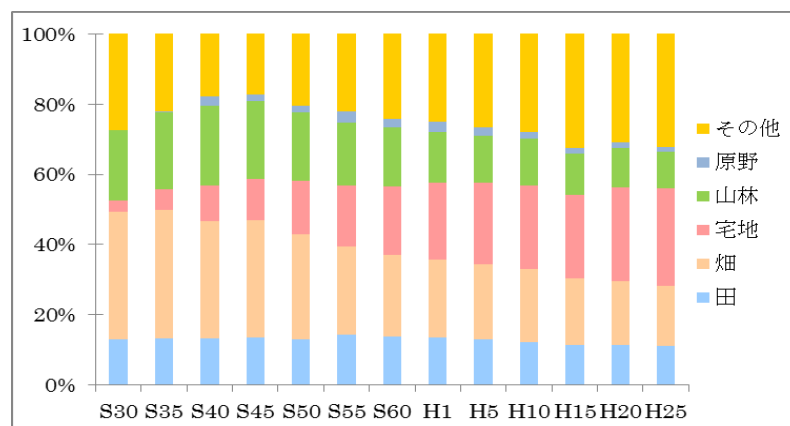
「東海村第5次総合計画 2011-2020」では、開発を行う際に、「できるだけ自然環境やみどりに影響を与えない方法を取ったり、影響をできるだけ小さくしたり、やむを得ず自然環境やみどりに影響を与える場合には、同等の環境を新たにつくる」との考えが示されています。

東海村が行う公共事業の実施にあたり、やむを得ず自然環境が失われる場合には、同等の自然環境を、他の場所に新たにつくることで埋め合わせるなど、自然環境の減少を止めるための新たな仕組みを設ける必要があります。

図表6 人口の長期推移（総務省「国勢調査」、茨城県「常住人口調査」）



図表7 土地利用の変化（東海村「税務の概要」）



■施策

- 「東海村環境配慮システム推進要綱」の見直しなどにより、東海村が行う公共事業では、希少な種やビオトープに対する影響の回避・低減を基本とし、やむを得ず失われる自然環境に対しては、生物多様性の質と量に関する簡易な定量評価手法を導入し、同等の自然環境を他所で再生して埋め合わせがなされる仕組みを検討します。なお、代償地は、「第2章 2. 未来につなぐ‘まち’のかたち」を踏まえて、検討します。

■成果

- 東海村が公共事業に、自然の量や質が一定に保たれる、自然環境のノー・ネット・ロス^{※用語}の仕組みを導入し、環境配慮がより一層図られます。

I-4 外来種対策を推進していくための仕組みづくり

【現状】

ため池などへのオオクチバスやアメリカザリガニ、ミシシippアカミミガメなどの外来種の放流や、飼育に困ったペットの放置などによる生物多様性への影響が懸念されています。他の地域から村内に人為的に持ち込まれたホタル類やメダカが、地域個体群の遺伝子の攪乱を引き起こしているおそれもあります。オオキンケイギクなどの植物も、本村において分布を広げつつあります。

【課題】

外来生物法にもとづき、国により特定外来生物^{※用語}に指定されたものに対しては、野外に放す行為などが規制されていますが、国の法律であり、本村で必要な外来種対策にあったものではありません。村として対策が必要な外来種のリストを作成し周知するなど、本村独自の仕組みを設ける必要があります。



オオクチバス



アメリカザリガニ



オオキンケイギク

■施策

- 「東海村 侵略的外来種^{※用語}（仮称）」の指定を検討します。
- 必要に応じて、住民や自治会，NPO，国，県，周辺自治体などとの連携・協働による防除に向けた取組みを進めるための仕組みについて検討します。

■成果

- 村内における侵略的外来種の分布状況の把握が進むなど，外来種問題の普及を効果的に進めるための仕組みが構築されます。

【現状】

本村では緑化にあたり、これまで、病害虫に対する抵抗性、電線との高さの関係、また、周辺住民への落葉の問題への配慮、見栄え、入手しやすさなどから、外来種や園芸品種の苗木を選定し植栽することが少なくありませんでした。

【課題】

生物多様性を保全・再生していくという観点から、植栽種に地域性種苗を選択することの大切さを普及する必要があります。また、地域性種苗の利用を具体的に促進する仕組みをつくる必要があります。

■施策

- 地域性種苗の植栽を進めるために、造園業者への呼びかけや村民参加型の地域性種苗の供給体制づくりを検討します。
- 役場や学校、保育所や幼稚園、公園など公共地での地域性種苗の植栽を促進します。
- 生垣設置補助制度、緑化木配布事業などを通じて、村民に植栽種として地域性種苗を選択することの大切さを説明するとともに、事業所や一般家庭でも植栽されるよう奨励します。

■成果

- 緑化にあたり、野生動物の採食資源の確保や遺伝子汚染の防止など生物多様性の保全・再生の観点を強化し、在来の樹木や野草を植栽する仕組みが構築されます。

【コラム】本村における在来の樹木や野草

本村は、常緑広葉樹林のヤブツバキクラス域^{※用語}のほぼ北限に当たります。宮脇昭編著「日本植生誌」（昭和 61 年，至文堂）によれば，この地域の気候風土に育まれて成立する自然の植生は，海岸から内陸にかけて，以下とされています。

- (台 地) ・シラカシ群集
 ・ヤブコウジ - スダジイ群集
 ・イノデ - タブノキ群集
(海 浜) ・砂丘植生 (ハマボウフウクラス)

自然と共存するまちづくりを目的に植栽種を検討するときには，外来種や園芸品種ではなく，現存自然植生^{※用語}や潜在自然植生^{※用語}に関する資料文献を参考にし，本村の自然に本来生える樹木や野草を選定する必要があります。



I-6 バイotope・ネットワークの形成

【現状】

本村では、バイotopeを保全・再生する取組みが行なわれています。しかし、村全体を眺めたバイotope・ネットワークの形成については、これまで必ずしも十分に取組まれてきませんでした。樹林が道路により分断された場所で、タヌキなどの野生動物が自動車などにひかれて死ぬ事故が多く確認される傾向があります。

【課題】

様々な分野の人と連携・協働しつつ、野生生物の生息空間を保全・再生する取組みを継続するとともに、野生動物の移動・分散を助けるため、一つひとつの野生生物の生息空間をつなぐバイotope・ネットワークの形成を促進する仕組みを新たに作る必要があります。



拠点での作業風景
(押延溜周辺の樹林)



村松小学校バイotope

■施策

- 以下をバイotope・ネットワークの拠点として位置づけ、生物多様性の保全・再生に取り組めます。

図表8 バイotope・ネットワークの拠点

対象地	取組みの方向性
豊岡から村松の砂丘と松林	- 海浜植物を保全するための土地利用規制 - 海浜の動植物の保全回復 - 文化的遺産の保全 - 村民が海浜の自然とふれあえる場の拡大
総合福祉センター「絆」北側の谷津田	- 本村における美しい自然の景観の保全・再生 - 村民の憩いの場として、また自然観察ゾーンとして必要な整備や管理の推進
前谷津の湿地帯及びその周辺の樹林	村民の憩いの場として野生生物の生息・生育環境の保全・再生

前谷溜下	・村民の憩いの場として野生生物の生息・生育環境の保全・再生
押延溜周辺の樹林	・村民の憩いの場として野生生物の生息・生育環境の保全・再生
農業の効率的な利用が見込めない谷津田・畑地	・村民の憩いの場として野生生物の生息・生育環境の保全・再生

- 以下を、ビオトープ間をつなぐ場として位置づけ、生物多様性の保全・再生、自然環境と調和した土地利用の促進に取り組みます。

図表9 ビオトープ間をつなぐ場

対象地	取組みの方向性
久慈川	- 希少な動植物を保全するための土地利用規制 - 村民の憩いの場として野生生物の生息・生育環境の保全・再生 - 流域単位の生物多様性の保全・再生
新川	・サケが遡上しやすい環境づくり
農業水路	・維持管理・更新の際に生物多様性の保全に配慮
斜面林	- 斜面林の連続性の保全・回復 - 自然林への誘導
津波や土砂災害の発生のおそれの高い地域	- 宅地などの新規立地の抑制 - 野生生物の生息・生育環境の保全・再生
学校・園庭ビオトープ※用語	- 地域性種苗の植栽 - 敷地内にまとまった空間がある場合は、樹林や水辺、草地などを創出 - 子どもたちが主体的に活動する場、また、地域住民と交流する場の創出

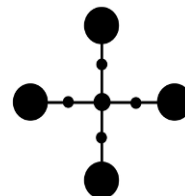
- 各種のインフラの整備にあたり、ビオトープ・ネットワークの形成に十分配慮することを含め第2章に掲げた「未来につなぐ‘まち’のかたち」を踏まえて、土地利用及び住民参加型の自然と共存したまちづくりを進めます。

■成果

- ビオトープの拠点及びつなぐ場の保全・再生などの取組みにより、陸域及び水域のビオトープ・ネットワークの形成が図られていきます。

【コラム】 ビオトープ・ネットワーク

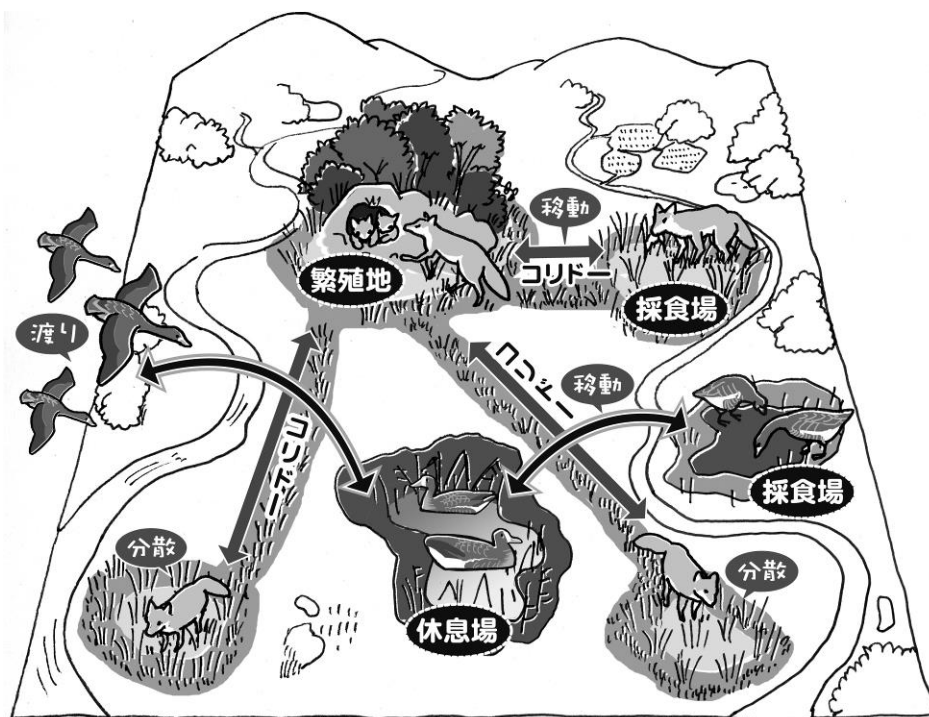
自然の恵みが持続するまちづくりにあたっては、自然をかたまりで確保し、そして、かたまりとかたまりをつなぐ「ビオトープ・ネットワーク」を目指した土地利用が必要となります。これにより、野生生物が生息・生育する場や移動経路（コリドー）が確保されます。



具体的には、土地利用計画において、まず保全する必要がある生物多様性上重要な拠点と、ネットワークさせる必要がある部分を明らかにします。拠点には、郊外の自然や、自然が豊かな都市公園、平地林などが該当します。コリドーには、河川や斜面林、道路沿いの緑地、また、飛び石状に点在する学校や園庭のビオトープなどが該当します。

その上で、拠点やコリドーの保全・再生に向けて、住民や自治会、NPO、学校、民間事業者、専門家などの協力を得つつ、また、庁内横断的に関係する部署とも連携し、施策を具体的に展開していく必要があります。

ビオトープ・ネットワークのイメージ図



©(公財)日本生態系協会

Ⅱ 生かす ―自然の恵みを生かす仕組みづくり

Ⅱ-1 自然環境を防災・減災に生かす取り組みの推進

【現状】

東日本大震災（平成 23 年）では、海岸林により、津波の威力が弱まったり、人家への津波被害が軽減されるなどの効果がありました。本村の海岸のクロマツ植林は、飛砂防備保安林として整備されたものですが、防潮林としての機能もあり重要です。

【課題】

海岸のクロマツ植林を大切にするとともに、クロマツ植林背後の都市的土地利用の見直しが進められる場合には、防災・減災の観点も踏まえ、土地本来の自然環境を再生・拡大していくことについて検討する必要があります。

阪神淡路大震災（平成 7 年）では、地域在来種の樹林帯の延焼防止機能が注目されました。本村でも、庭木に地域在来の樹木であるモチノキなど燃えにくい樹種を選択し植えている家があります。人が集合する場所や避難所において、こうした取り組みを進める必要があります。

■施策

- 海岸林を適切に保全し飛砂防備機能・防潮機能の維持向上に取り組みます。あわせて、現在の海岸林周辺の都市的土地利用の方向性が見直される場合には、海岸林の一部を土地本来の海浜の美しい草原的植生に戻すことについても検討します。
- 学校、公園、病院など、人が集合する場所や避難所の周囲を、地域在来の樹種による樹林帯で囲むことにより、延焼防止、防風・防音に役立てる施策を検討します。

■成果

- 自然環境が持つ防災・減災機能を生かしたまちづくりが推進されます。

Ⅱ-2 農業の多面的機能の発揮

【現状】

環境問題に対応した新しい農業の形態として、持続可能で環境に優しい循環型農業の定着が求められています。

本村では、環境に優しく消費者にも安全で安心な地元の農産物を提供する制度を実施しています。

【課題】

環境に優しい農業は、浸透しつつあるとはいえ、農薬・化学肥料の節減栽培であることから、効率が悪く生産性を追求する従来型の農業生産には不向きであるとされ、村内での取組みはまだ一部にとどまっています。持続可能で環境にやさしい循環型農業を村内で普及定着させるためには、栽培や防除に関する新たな取組みへの支援策を講じ、また、こうして生産された農産物が数多く流通することが肝要です。

近年、兵庫県豊岡市の「コウノトリ米」など、野生生物をシンボルとして掲げつつ生物多様性に配慮した農産物について、消費者の需要が高く、市場で値段が高く取り扱われるなどの例が出てきています。農業が抱える課題の解決に向け、本村でも、農産物を買いに来て自然とふれあえるなど、生物多様性という切り口からも新たな展開を検討する必要があります。



東海ファーマーズマーケット

■施策

- 農地や農業水路などにおいて、生物多様性の保全に貢献する取組みが促進されるよう、農業者への支援をさらに検討します。
- 生物多様性への取組みを通じて「安全・安心」などをアピールする農作物の新たなブランド化に向けた支援をさらに検討します。

■成果

- 農業が有する，自然環境の保全，良好な景観の形成，文化の伝承，情操のかん養など，農業生産活動が行われることにより生ずる，食料その他の農産物の供給の機能以外の多面的機能が十分に発揮されるよう支援する仕組みが構築されます。

Ⅱ-3

東海村の自然や文化などを生かした商品開発の支援

【現状】

近年，近隣市町に大型店，チェーン店が進出してきており，新たな商業活動の中心が形成されつつあります。村内においても，コンビニエンスストアや飲食チェーン店の進出が見られます。

【課題】

消費者動向や時代の変化にも適応しながら，経営基盤を強化していくことが必要です。その一つとして，本村の地域資源を最大限に生かした商品開発を支援する仕組みづくりが重要です。



「東海村の新しい『顔』づくりプロジェクト」発足会議の様子

■施策

- 民間事業者をはじめ，村の各主体との連携・協働のもと，本村の自然，それをもとに培われた文化，伝統，歴史を生かした新たな商品の開発に向けて，情報交流などの側面からの支援を進めます。

■成果

- 本村の地域資源を生かした新たな商品の開発を支援する仕組みが構築されます。

東海村の自然や文化、伝統などを楽しむエコツーリズムの推進

【現状】

本村の観光資源としては、サケをはじめとした動植物、村松山虚空蔵堂や大神宮のほか、常陸那珂港の釣り場やレクリエーション広場などがあります。また、参加・体験型のイベントなどとして、いもほり体験やウォーキングイベントなどが事業者ごとに実施されてきました。

【課題】

観光を推進するためには、既存の観光資源に磨きをかけるとともに、これまでとは違った新たな展開も必要です。生物多様性の保全・再生は、本村に新たな観光資源を付け加えることにつながります。関係機関・団体などとの連携を強化し、本村の自然を生かした観光を推進する仕組みをつくる必要があります。



サケの観察（新川）

■施策

- 本村におけるエコツーリズムの題材となる資源を抽出し、村民が主体となって催される、参加・体験的要素を含めたエコツーリズムの推進体制づくりを検討します。

■成果

- 自然、それをもとに培われた文化、伝統などを生かしたエコツーリズムが推進される仕組みが構築されます。

【コラム】 東海村におけるエコツーリズムの考え方

東海村において、野生生物、景観、農産物、豊富に出土する海洋生物などの化石、地質や地形、歴史、風俗慣習など、様々なものを題材としたエコツーリズムが考えられます。東海村生物多様性地域戦略策定委員会の委員から、エコツーリズムの主な展開例について、以下のような提案がなされました。

- 久慈川河口から新川河口の海岸線の砂浜などには、かつては、ハマエンドウやハマヒルガオなどの海浜植物が群生し、茨城県の海岸を代表する景観があった。海浜の生物多様性を再生し、前面に広大な海をのぞみ、松林の下にはオオウメガサソウ、砂地にはハマナス、ハマヒルガオ、また、砂丘草原に村の花であるスカシユリが咲き乱れる北関東を代表する海浜の風景を取り戻し、久慈川・新川の両河川を秋に遡上するサケなども含め、新たな自然観光資源とする。
- 原子力関連事業所内には希少な野生生物が生息・生育している。原子力事業所と村が連携・協働のもと、生物多様性の保全・再生に向けた取組みを進め、期間を限定し開放するなどして、東海村本来の自然とふれあうことができる機会を設ける。
- 村松山虚空蔵堂は、国内の名高い虚空蔵菩薩三体の一つ（他は伊勢の朝熊虚空蔵尊、会津の柳津虚空蔵尊）である。関東で「十三参りといえば村松さん」といわれる東海村の重要なこの観光資源を引き続き大切にするとともに、参拝後、砂浜を歩き、海岸で昼食をとるという、かつて見られた流れをプログラムとして再現する。
- 大神宮は天照大神を祀り、常陸国最大級の聖地である。東国の御伊勢様として立つ大神宮の本殿は、鎮守の森に囲まれ、整然とした面持ちがある。昔から正月に恒例であった、拝殿で参拝した後、村松海岸の砂浜に出て「初日の出」を拝むプログラムを検討する。



村松山虚空蔵堂



大神宮

Ⅲ 育てる ―自然の恵みを大切にする人材育成の仕組みづくり

Ⅲ-1 東海村の自然や文化、伝統などを生かした独自の教育・保育の推進

【現状】

本村の学校教育では、理科などの時間に、自然の仕組みなどを教えています。また、一部の学校では、学校ビオトープを設置し、それを活用した環境教育の取組みが行われています。その他、こどもエコクラブも活発に森や川で活動を展開しています。

【課題】

次代を担う子どもたちに必要な力として「生きる力」の育成が求められています。そのためには、村独自の取組みにより、確かな学力の育成とともに、地域の特色や豊かな自然を生かした教育、社会の変化に対応した教育の実施が求められています。

また、低年齢期も含めて、本村の自然を生かして豊かな心と人間性を養う教育、健康や体力作りの推進が求められています。



子どもエコクラブ 水辺の生きもの調査（新川）

■施策

- 村内の小中学校において、本村の自然や文化、伝統などを学び、自然と共存するまちづくりに主体的に参加する村民を育成する村独自の教育のあり方を検討します。あわせて、上記の教育の推進に向けた体系的なカリキュラム作成のための教員研修を推進します。さらに、上記の教育を展開するにあたり、学校と自治会、NPOなどとの連携・協働の体制を検討します。
- 村内の保育所や幼稚園、小学校、中学校の敷地内に、地域性種苗を利用した草地や水辺、樹林、また、多種類の植物を用いた生け垣など、学校・園庭ビオトープの設置を促進します。

■成果

- 学校教育において、自然や社会など自らを取り巻く環境を題材に生きる力を育み、本村に対する郷土愛を醸成し、村民としての意識や態度を育むことをねらいとする、発達段階ごとに系統だったカリキュラムの展開が図られます。あわせて、国際社会で求められる、E S D（持続可能な開発のための教育）^{※用語}が推進されます。
- 小中学校において、自然体験及び自然学習を日常的に行う場が設置されます。
- 保育所や幼稚園において、低年齢期の子どもの豊かな感性や思考力を育むために、自然を生かした保育環境の充実が図られます。

Ⅲ-2 生物多様性の保全・再生や普及における人材の育成、派遣

【現状】

村民の環境への意識が高まりつつあり、N P Oなどによる里山管理などが取り組まれています。

また今後は、本村の発展をこれまで支えてきた団塊世代が、退職年齢を迎えて地域社会への回帰傾向を強めることが予想されます。

【課題】

本村の教育の促進には、学校、地域、家庭の相互の連携が欠かせません。N P Oや高齢者など、多様な主体が参加し、地域全体で子どもを育てる仕組みが求められています。

■施策

- 本村の自然環境に関するN P Oなどと連携し、自然再生や希少な動植物の保護増殖に関する知識や技能の習得の場を、村民に提供する仕組みを検討します。
- 高齢者をはじめ村民を対象に、自然や文化、歴史などのインタープリター（解説者）として、自然の中で、あるいは学校や保育所・幼稚園に出向き、子どもたちに説明したり、自然を保全・再生する作業と一緒に取り組む人材を育成・派遣する仕組みを検討します。

■成果

- 本村の自然環境に関するNPOなどの活動を支援する仕組みが構築されます。
- 村民に、自然再生や希少な動植物の保護増殖に関する知識や技能の習得の場を提供する仕組みが構築されます。
- 高齢者をはじめ、村民の経験・知識・関心を、本村の生物多様性の保全・再生や、その普及につなげる仕組みが構築されます。
- インタープリターとしての活動や自然を保全・再生する作業は、高齢者をはじめ、村民の健康増進にも寄与します。

IV 協力し合う ―多様な主体との連携・協働の体制の充実

IV-1 国や県・周辺自治体などへの生物多様性の保全・再生に関する協力要請

【現状】

久慈川は、河川法にもとづき国の管理となっており、また、豊岡と村松の海岸は、海岸法にもとづき県の管理となっています。本村は、西は那珂市、南はひたちなか市、北は久慈川を境に日立市に接しています。

【課題】

久慈川や豊岡・村松の海岸において生物多様性を保全・再生していくためには、国・流域自治体、県と連携しつつ検討していく必要があります。野生動物の行動圏が隣接市にかかっている場合など、本村の生物多様性を保全・再生していくためには、周辺自治体との連携・協働も重要です。

■施策

- 久慈川の生物多様性の保全・再生に向けて、国との連携・協働を推進します。必要に応じて、周辺自治体、さらに、水源地を含めた流域自治体に対して連携・協働の要請を行います。
- 砂浜への車両の進入規制に向けて県と協議します。
- その他、本村の生物多様性を保全・再生していくため、必要に応じ、国や県・周辺自治体などに対して協力要請を行います。
- 国や県が村内で公共事業を行う場合、本戦略にもとづき、希少な種やビオトープに対する影響の回避・低減を基本とし、やむを得ず失われる自然環境に対しては、本村の自然環境のノー・ネット・ロスの考え方を踏まえ、第2章に掲げた「未来につなぐ‘まち’のかたち」の実現に向け協力要請を行います。

■成果

- 国や県、周辺自治体などとの連携・協働による生物多様性の保全・再生が促進されます。

IV-2 民間事業者への生物多様性の保全・再生に関する協力要請

【現状】

海岸周辺の緑地は、ほとんどが原子力事業者の敷地内にあり、大半が茨城県自然環境保全地域に指定されています。

工業地は、平原工業団地などが形成され、本村の地域経済を支える重要な基盤の一つとなっています。

【課題】

海岸周辺の生物多様性の保全・再生、村民が海浜のすぐれた自然とふれあう場所・機会の拡大に向けては、原子力事業者との連携・協働の体制づくりを検討する必要があります。

工業地については、自然環境との調和を図っていくことが重要です。

■施策

- 村との連携・協働のもと、民間事業者の敷地内などでの樹林や水辺、草地などのビオトープの保全・再生を求めます。
- 村との連携・協働のもと、民間事業者の敷地内などでの希少動植物の増殖に対する協力要請を行います。
- 村との連携・協働のもと、民間事業者の敷地を生かした村民への環境教育の展開の可能性について協議します。
- 一定規模以上の開発を行う場合、希少な種やビオトープに対する影響の回避・低減を基本とし、やむを得ず失われる自然環境に対しては、本村の自然環境のノー・ネット・ロスの考え方を踏まえ、第2章に掲げた「未来につなぐ‘まち’のかたち」の実現に向けた協力要請の仕組みを検討します。

■成果

- 民間事業者との連携・協働による生物多様性の保全・再生が促進されます。

第 4 章 推進体制と進行管理



1 戦略の推進体制

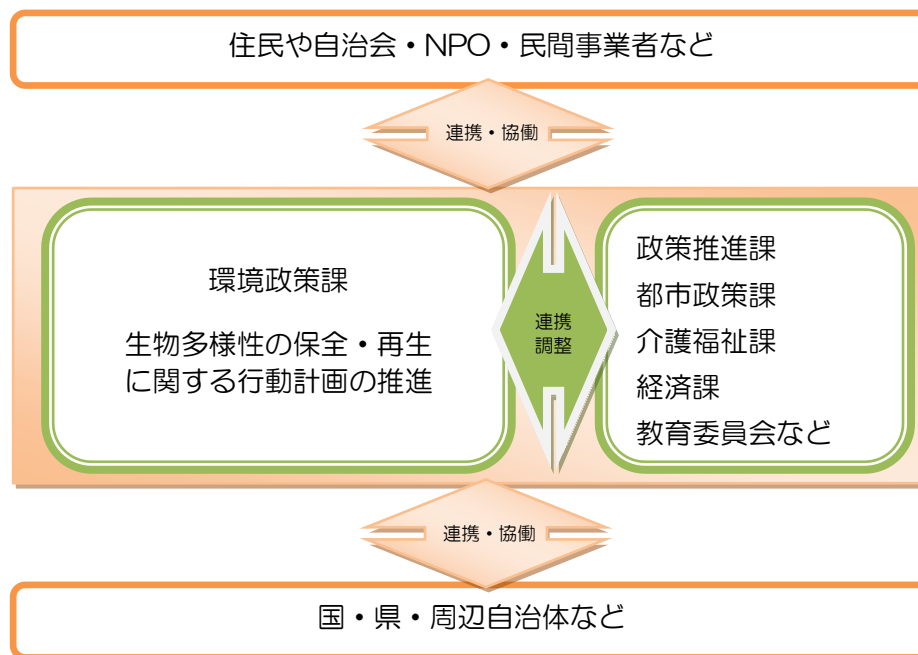
生物多様性の保全及び持続可能な利用を進めていくためには、村はもちろん、住民や自治会、NPO、学校、民間事業者などの各主体がそれぞれの役割を担い、かつ、連携・協働して取り組んでいく仕組みを構築することが大切です。

村においては、複数の課にまたがっている既存の生物多様性関連業務の統合を検討します。その上で、環境政策課が中心となり、本戦略に掲げた行動計画が、より効果的、効率的に推進されるよう庁内関係部局との連携・調整を図っていきます。具体的には、「東海村生物多様性情報データベース（仮称）」に蓄積されている情報をもとに、専門家の紹介を含め、各課が必要とする情報を適時提供し、事業の進行管理に関わるなど、生物多様性の保全・再生に向けたリーダーシップを発揮しつつ、行政の政策全体に生物多様性、自然共生の考えを反映していきます。

生物多様性の重要性に関する啓発、野生生物に関する調査、東海村指定希少野生生物種（仮称）の保護、生物多様性保護区（仮称）の管理などに関しては、「東海村生物多様性保全推進員・団体（仮称）」、「生物多様性専門員（仮称）」の制度を立ち上げ、行政と住民や自治会、NPOなどとの連携・協働をさらに進めつつ、取り組んでいきます。

また、持続可能なまちづくりに向け、生物多様性の保全・再生を推進する事業の継続的な展開を図るためには財源の確保が必要となります。そのための新たな基金の設置などについて検討をしていきます。

図表 10 推進体制

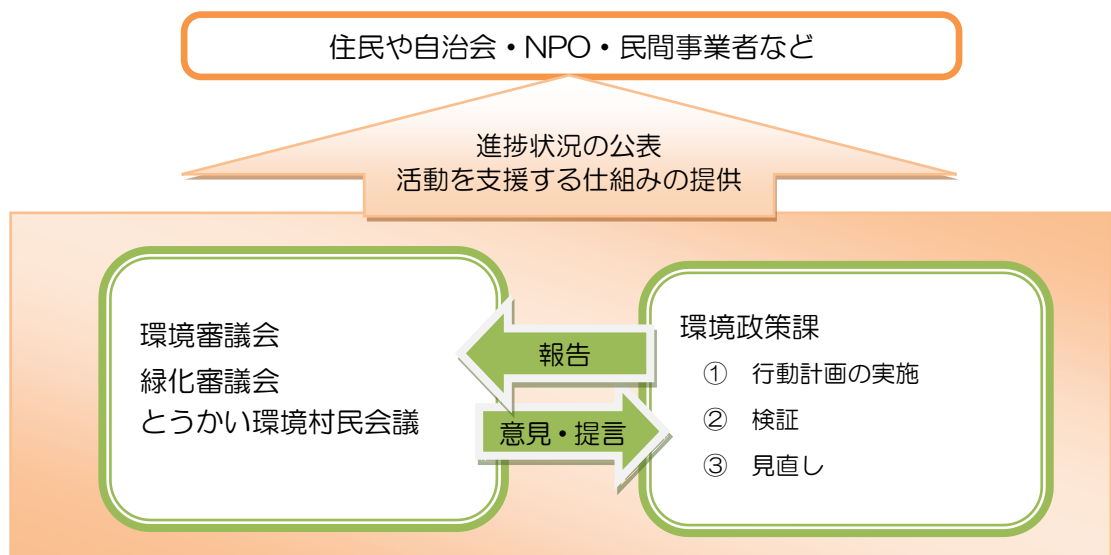


2 戦略の進行管理

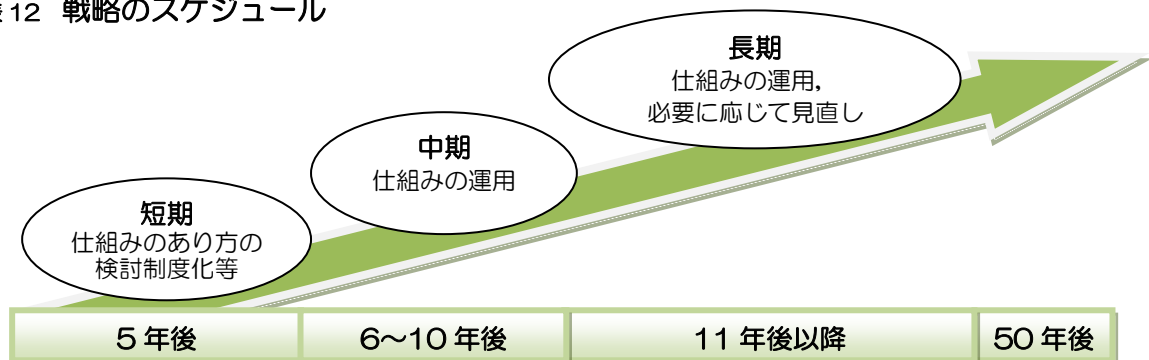
本戦略に掲げられた行動計画の進捗状況については、定期的に確認し、環境審議会、緑化審議会に報告します。さらに、「とうかい環境村民会議」においても同様の報告を行い、情報の共有や意見交換を行います。その結果は「東海村の環境」や東海村のホームページで随時公表します。

本戦略の目標年は50年後としていますが、生物多様性を含む自然環境、本村を取り巻く社会経済状況は、時間の経過とともに変化します。また、生物多様性基本法では、生物多様性地域戦略は、国の生物多様性国家戦略を基本として策定することとされています。行動計画の進捗状況の把握のほかに、各種の状況の変化を踏まえ、必要に応じて、戦略自体を見直します。

図表 11 進行管理の体制



図表 12 戦略のスケジュール



資料編

1 東海村の生物多様性の現状と課題

本村における生物多様性の現状と課題を，東海村生物多様性地域戦略策定委員会の委員からの意見をもとに，環境タイプごとに整理しました。

(1) 海浜



【現状】

久慈川河口一帯，海岸線の砂浜などの海浜には，かつては，ハマエンドウやハマヒルガオなどの海浜植物が群生する，茨城県の海岸を代表する景観がありました。現在は，開発や砂浜への車両進入などにより改変が進み，ハマエンドウ，ハマヒルガオ，ハマカキラン，ネコノシタ，ケカモノハシ，シロヨモギ，ハマニンニク，ビロードテンツキなどが部分的に見られる程度です。また，イヨカズラ，ナミキソウ，ハマハタザオの生育は認められず，本村から消えてしまったと考えられます。村の食文化を構成する食材でもあったハマボウフウ（はまざく）も，ほとんど見られません。村の花であるスカシユリは，現在，原子力関連施設の敷地内に分布がほぼ限られています。オオウメガサソウは，茨城県では，ひたちなか市と本村の一部で生育が確認されているのみで，その他国内では青森県と北海道の一部でしか確認されていない希少な植物です。海浜地域は，カワラハンミョウ，ニッポンハナダカバチなどの貴重な昆虫の生息地ともなっています。

【課題】

豊岡及び村松の海岸一帯は，県の自然環境保全地域に指定されています。今後も，県や原子力関連事業者などと連携・協力し，海浜の生物多様性の保全・再生に向けた取組みを進めていくことが必要です。

また，優れた自然と村民がふれあうことができる場所が限定されていることから，村民が一定の関わりを持ち，海浜の自然の重要性を改めて認識し，また，親近感を育むことが求められています。

(2) 河川

1) 久慈川



【現状】

久慈川は、八溝山を源流として茨城県や福島県を流れ、山田川や里川などの支流と合流して太平洋に至る茨城県を代表する河川です。

河口から 5km ほどまでの河口域は、潮の干満の影響を受ける汽水域となっています。川と海とをサケやアユなどが往復し、海産魚のいくつかが混じります。河岸に発達するヨシ群落では、南方からの渡り鳥の姿が初夏から見受けられ、土堤や河川敷の樹林にはサギ類のコロニーも見られます。砂洲などには、旅鳥のシギ類の姿が多く、最下流の砂礫地には、冬期ウミネコなどが群れる風景が見られます。河口域には、汽水に生息するスズキ、ボラ、クロダイをはじめカニ類や貝類の小型種も多く、季節ごとに生物種の変化が見られます。秋は、南へ渡るツバメが群れ舞う地となっています。

久慈川では、久慈川漁業協同組合により内水面漁業が営まれています。本村の竹瓦地先では貴重なカワノリを今も採ることができます。

【課題】

このような自然が残されている一方、河川敷を見るとアレチウリ（特定外来生物）、セイタカアワダチソウ（要注意外来生物^{※用語}）、オオオナモミ（要注意外来生物）などの外来生物が増えています。

また、都市下水が久慈川に流入しており、公共下水道の整備促進とともに公共下水道認可区域以外の地区の合併浄化槽の整備が求められています。

久慈川を、村民がより身近にふれあえる空間にしていくため、河川環境の保全・再生に向けて、流域自治体をはじめ関係機関と連携・協働しつつ検討していく必要があります。

2) 新川



【現状】

夏期には海からボラ、スズキ、マハゼなど、淡水と海水が混じり合った汽水域を好む魚が川を上ってきます。寒冷期には、近年サケが遡上し産卵します。

また、日本の暖水域に生息するカワアナゴは、新川が北限の記録となっています。その他、カジカ、メダカなど今では貴重種となった魚類も生息しています。県内において限られた生息地を持つコウガイモも大群落をつくっています。

【課題】

このような自然が残されている一方、須和間から村松にかけての新川の両岸は、コンクリートで護岸され、水門などの人工構造物による弊害も見られ、今後工夫していく必要があります。

エビモ、ホザキノフサモなどが生育しているものの、以前に比べ減少しています。環境省より要注意外来生物に指定されているオオカナダモが増加傾向にあります。

（３） 水田，農業水路，ため池及びその周辺（低地）

１）水田（休耕田を含む）



【現状】

水田に生える水草は，除草剤の使用で減少していますが，まだ多くの水草が見られます。そのなかには，国や県のレベルでも希少で絶滅が危惧されるミズニラ，ミズワラビ，サンショウモ，オオアカウキクサ，ヒメミソハギ，ウスゲ，チョウジタデ，マルバノサトウガラシ，ミズマツバなどが含まれます。一部の休耕田にも絶滅が危惧される種が認められます。

アカハライモリは，谷津田の湧水が豊富な場所などで農薬があまり撒かれないう水田に生息しています。

近年，こうした水田の持つ生物多様性の保全機能が注目をされています。

【課題】

農業従事者の高齢化や後継者不足，谷津田はそもそも耕作が困難であることなどを背景に，休耕田が増え，水田が持つ生物多様性保全機能の維持が困難となっています。

また，神楽沢（村松）の道路建設と平原（村松）の処分場建設などの開発により，消失したところもあります。

冬水田んぼは，生物生息空間を確保する手法として有効ですが，用水の確保や維持管理費の負担などが課題となっています。

耕作放棄地については，飼料米の作付け，場所によっては自然再生に向けた検討が必要になっています。

2) 農業水路



【現状】

豊岡では、水草のコウホネやナガエミクリの点在が確認されています。

石神外宿の前谷付近に見られたヒルムシロ、カンガレイ、石神外宿の八反田から竹瓦の前川にかけてのナガエミクリは激減してしまいましたが、新たに那珂市本米崎と接する石神外宿の用水路でミクリとともに確認されています。村内最大の群生地であり、生息地の保全対策が必要とされています。

村内各地に、このような水草の群生地があることは水環境の豊かさが残っていることのあらわれといえます。

【課題】

草刈りなどの手入れが行われないところで、外来植物が増加しているところがあり、そうした場所については、保全管理活動を推進する必要があります。

これまでの農業水路の整備は、生物多様性への配慮が必ずしも十分ではなく、川と用水路の合流部の段差の解消を図るなど、生物多様性へのより一層の配慮が求められています。

3) ため池



【現状】

本村には阿漕ヶ浦，内宿溜，前谷溜，押延溜など7つのため池があります。最も大きい池は，村松の阿漕ヶ浦です。この池には，水面に植栽されたハスが広がり，水際にはマコモが見られます。また，砂地にはハマヒルガオ，コウボウシバなどの海浜植物が生育しています。かつてはヨシに混じってジョウロウスゲが群生していましたが，現在は見られません。

石神内宿の内宿溜は，周囲は改修されてコンクリートの護岸が目立ちます。水面には，浮葉植物のヒシが見られます。周囲の樹林ではショウジョウバカマ，ゼンテイカ，カラタチバナ，アケボノソウなど村内では貴重な植物が生育しています。

石神外宿の前谷溜では，池の周囲にオニスゲ，カンガレイ，ウキヤガラ，マコモ，アケボノソウ，ショウブなど湿地性の植物が豊富に生育していましたが，一部埋め立てられた所もあり環境が変化しています。

【課題】

村内のため池には，まだ多くの水生植物が見られます。しかし，環境の改変などにより，見られなくなった種類もあります。

また，オオクチバス（特定外来生物）などが放流され釣堀化しているところもあります。ため池ごとの状況に応じた保全策が必要となっています。

（４） 樹林（低地・斜面・台地）、湿った崖、湧水地

東海村緑地保全計画書策定時（平成 12 年）の樹林地面積は 585.36ha で、樹林緑被率は 16.0%（行政面積 3,667ha）でした。平成 20 年の樹林地面積は 537.01ha で、樹林緑被率は 14.3%（行政面積 3,748ha）です。このように、村内では、樹林がこの 10 年程度の間にも、大幅に減少しています。

樹林には、地下水の保全をはじめ様々な機能があります。市街地を取り囲む斜面林や平地林は、多くの村民が生活する都市環境を保持する観点から特に重要です。里山の保全に向けて「村民の森」指定による報償金制度が平成 20 年度から始まっています。里山の維持管理は今後も継続して検討する必要があります。

樹林地の分布は、低地、斜面、台地の主に 3 エリアに区分することができます。各エリアの樹林の現状と課題は次のとおりです。

1) 低地の樹林



【現状】

国道 245 号線から東側の原子力関連施設などでは、クロマツ植林が広がっています。国道 245 号線より西側では、樹林は久慈川低地の一部に社寺林、屋敷林として残っている程度です。

本村本来の森の様子（潜在自然植生）は、村松山虚空蔵堂周辺で見ることができます。タブノキ林、スダジイ林、シラカシ林といった、いずれも照葉樹林です。タブノキやスダジイは、村内では屋敷林として残っている所もあります。新川沿いの照沼には、モミ、コナラ、アカガシ、スダジイなどが混ざったシラカシ林が見られます。

【課題】

村内にわずかにしか見られないこれらの自然の森については、厳正に保全していくことが求められます。

2) 斜面の樹林（斜面林）



【現状】

村内には斜面の樹林（斜面林）が多方面に連続しています。植生としては、スギなどの植林が多く、場所により本村の自然植生の遷移系列にあたる、アカマツ群落、クヌギやコナラの二次林と、一部にヤブコウジースダジイ林が見られます。

石神外宿から石神内宿にかけての北側斜面にはアカガシ、シロダモ、タブノキ、ヤブツバキなどが混生する常緑広葉樹林が見られます。豊岡の北側斜面にはタブノキ林が見られます。村松（押延）にはコナラ林が見られます。コナラやクヌギなどの二次林は人との関わりが深く、堆肥などに利用されてきました。

また、新緑、紅葉など四季の変化が感じとられる林として親しまれています。

【課題】

植生としてはスギなどの植林が多く、また、現在は手入れが滞り、アズマネザサが優占していたり、モウソウチクやマダケの竹林が拡大していたりするなど、他の植物が生育できない状態になっているところが多くあります。

斜面林は、開発などによって失われると化石床となっているシルト層の岩盤が露出し、なんらかの防災対策をとらないと土砂の崩壊を生じる可能性があります。防災の観点からも保全、また場所によっては土砂崩壊の防備にたけた自然林へ誘導することなどが望まれます。

3) 台地の樹林



【現状】

台地に見られる樹林は、植生としては、主にスギ・ヒノキの植林で、一部にクヌギやコナラの二次林が見られます。

【課題】

台地に見られる樹林は、身近な自然として保全の重要性が増す一方、開発、管理放棄などにより、面積の減少・質の低下に、歯止めがかかっていません。

人が多く住む市街地内、また市街地周辺に広がる樹林は、良好な住環境の保全という観点からも非常に重要です。

4) 湿った崖



【現状】

村松の川根に代表される湿った崖が，村内各所に見られます。水田脇の湿った斜面には，モウセンゴケなど多くの貴重な植物が見られます。

押延溜から天神山に向けた丘陵末端部には湿った崖地，その周辺には水量の安定した低湿地，それに続き水田が広がっています。

湿った崖斜面ではムカシヤンマや貝類のキセルガイのなかまなどが，低層湿原にはモウセンゴケ，タコノアシなどの湿性植物が見られます。

【課題】

本村の湿った崖地には，このように貴重な野生生物が見られ，周囲の環境を含めて保全していく必要があります。

5) 湧水地



【現状】

本村には湧水地が点在しています。

南台団地北側斜面の湧水水路では，多数のゲンジボタルが見られます。新川沿いの斜面林湧水域にはトウキョウサンショウウオが見られます。また，湧水を伴う小湿地にはオゼイトトンボが生息しています。

【課題】

湧水は本村の生物多様性を保全するうえで重要な要素である一方，かつて湧水が出ていた場所で，現在は環境が悪化しているところもあります。

湧水は平成 23 年 3 月の東日本大震災時に，願船寺の湧水などが人の生活用水としても利用されました。防災の観点からも保全が望まれます。

(5) 畑（台地）



【現状】

本村はさつまいもが名産です。そうした中で、春の強風の時期が作付けの準備時期と重なるため、土埃（土壌の風食）が多く発生しています。また、土壌消毒による生産基盤としての土壌の地力への影響も、持続可能な農業の振興という観点から懸念されます。

【課題】

土壌は、農業を行う上でとても大切なものであり、持続可能な利用に向けて保全対策が必要となっています。

(6) 市街地

図表 13 都市公園等整備事業（平成 25 年 3 月現在）

区分	箇所数	面積(m ²)
都市公園	14	288,460
その他公園	60	104,637
緑地	8	147,654
計	82	540,751

資料：都市政策課

【現状】

本村では市街地における街区公園や近隣公園など、身近に利用できる公園の整備を進めています。

これまで植栽にあたっては、病虫害に対する抵抗性、周辺住民への落葉の問題への配慮、見栄え、入手しやすさなどの理由から、外来種や園芸品種の苗木を選定することが少なくありませんでした。

また、事業所や一般家庭においては、生物多様性の観点を踏まえた緑化のあり方が浸透していないのが現状です。

【課題】

生物多様性を保全・再生していくという観点から、植栽種に地域性種苗を選択することの大切さを普及するとともに、行政として地域性種苗の利用を具体的に促進する仕組みをつくる必要があります。

2 自然の健全さを示す主な種の解説

(1) 植物

・種名・科名は，東海村教育委員会『東海村の自然誌』（平成 19 年），国土交通省「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（平成 24 年度生物リスト）」などによった。

※希少性

国：○は環境省レッドリスト（平成 24 年）掲載種

県：○は茨城県レッドリスト（平成 24 年）掲載種

村：○は東海村レッドリスト（平成 19 年）掲載種

アケビ（アケビ科）  ツル植物（花期 4～5 月） 生育環境 日当たりのよい樹林 希少性※ 国：－ 県：－ 村：－	イロハモミジ（カエデ科）  落葉高木（花期 4～5 月） 生育環境 樹林 希少性※ 国：－ 県：－ 村：－
オオウメガサソウ（イチヤクソウ科）  草本（花期 6 月） 生育環境 海岸近くの樹林内 希少性※ 国：○ 県：○ 村：○	カザグルマ（キンポウゲ科）  草本（花期 5～6 月） 生育環境 湿地などの湿り気の多い場所 希少性※ 国：○ 県：○ 村：○

コナラ（ブナ科）



落葉高木（花期 4～5 月）
生育環境 日当たりのよい樹林
希少性※ 国：－ 県：－ 村：－

シラカシ（ブナ科）



常緑高木（花期 10～11 月）
生育環境 樹林
希少性※ 国：－ 県：－ 村：－

シロダモ（クスノキ科）



常緑高木（花期 10～11 月）
生育環境 樹林
希少性※ 国：－ 県：－ 村：－

スカシユリ（ユリ科）



草本（花期 7～8 月）
生育環境 海浜（砂地）や崖地などの日向
希少性※ 国：－ 県：－ 村：○

スタジイ（ブナ科）



常緑高木（花期 5～6 月）
生育環境 半日陰～日陰の樹林
希少性※ 国：－ 県：－ 村：－

ナガエミクリ（ミクリ科）



草本（花期 6～9 月）
生育環境 水がきれいな水路や谷津など
希少性※ 国：○ 県：○ 村：○

ハマカキラン（ラン科）



草本（花期 7～8 月）
生育環境 海岸近くの樹林
希少性※ 国：○ 県：○ 村：○

ハマナス（バラ科）



草本（花期 5～8 月）
生育環境 海浜
希少性※ 国：－ 県：○ 村：－

ミズニラ（ミズニラ科）



草本（花期は不定期）
生育環境 谷津などの湿った場所
希少性※ 国：○ 県：○ 村：○

ムラサキシキブ（クマツツラ科）



落葉低木（花期 6～8 月）
生育環境 日当たりのよい樹林
希少性※ 国：－ 県：－ 村：－

モウセンゴケ（モウセンゴケ科）



草本（花期 7～8 月）※食虫植物
生育環境 谷津などの湿った日向
希少性※ 国：－ 県：○ 村：○

ヤブコウジ（ヤブコウジ科）



常緑小低木（花期 7～8 月）
生育環境 樹林内の日陰
希少性※ 国：－ 県：－ 村：－

ヤブツバキ (ツバキ科)



常緑高木 (花期 2~4 月)

生育環境 樹林

希少性※ 国：— 県：— 村：—

ヤブラン (ユリ科)



草本 (花期 8~10 月)

生育環境 樹林内の日陰

希少性※ 国：— 県：— 村：—

ヤマザクラ (バラ科)



落葉高木 (花期 4 月)

生育環境 樹林

希少性※ 国：— 県：— 村：—

(2) 動物

・種名・科名は、東海村教育委員会『東海村の自然誌』（平成 19 年）、環境庁（現・環境省）編『日本産野生生物目録』の脊椎動物編（平成 5 年）と無脊椎動物編Ⅱ（平成 7 年）、国土交通省「河川水辺の国勢調査ための生物リスト（平成 24 年度生物リスト）」などによった。

※希少性

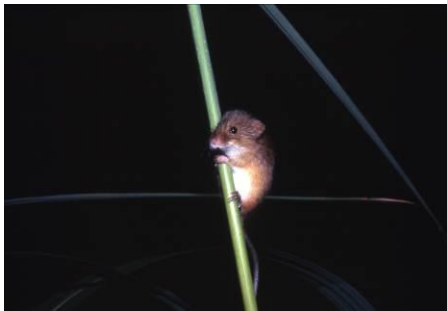
国：○は環境省レッドリスト（平成 24 年。汽水・淡水魚類は平成 25 年）掲載種

県：○は茨城県レッドリスト（平成 24 年）掲載種

村：○は東海村レッドリスト（平成 19 年）掲載種

1) 哺乳類

カヤネズミ（ネズミ科）



大きさ 5～8cm
生息環境 ススキやチガヤなどの草地
希少性※ 国：－ 県：○ 村：○

ニホンリス（リス科）



大きさ 18～22cm
生息環境 樹林
希少性※ 国：－ 県：○ 村：○

2) 鳥類

アオサギ（サギ科）



大きさ 約 93cm
生息環境 河川、湿地、水田など
希少性※ 国：－ 県：－ 村：－

アオバズク（フクロウ科）



大きさ 約 50cm
生息環境 樹林 ※夏期に繁殖のみ
希少性※ 国：－ 県：○ 村：○

アカゲラ（キツツキ科）



大きさ 約 25cm
生息環境 樹林
希少性※ 国：－ 県：－ 村：－

オオタカ（タカ科）



大きさ 雄 50cm, 雌 58cm
生息環境 樹林
希少性※ 国：○ 県：○ 村：○

オオハクチョウ（カモ科）



大きさ 約 140cm
生息環境 水面が広い池沼など ※越冬
希少性※ 国：－ 県：－ 村：－

カワセミ（カワセミ科）



大きさ 約 17cm
生息環境 池沼など
希少性※ 国：－ 県：－ 村：－

カンムリカイツブリ（カイツブリ科）



大きさ 約 56cm
生息環境 河川など ※越冬
希少性※ 国：－ 県：○ 村：○

コハクチョウ（カモ科）



大きさ 約 120cm
生息環境 水面が広い池沼など ※越冬
希少性※ 国：－ 県：－ 村：－

ダイサギ（サギ科）



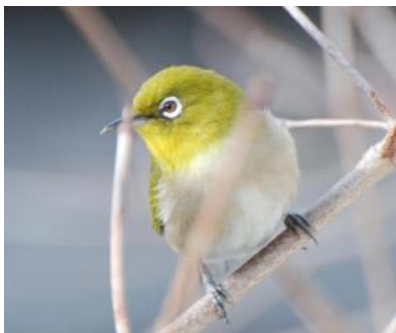
大きさ 約 90cm
 生息環境 河川，湿地，水田など
 希少性※ 国：－ 県：－ 村：－

バン（クイナ科）



大きさ 約 33cm
 生息環境 池沼など
 希少性※ 国：－ 県：－ 村：－

メジロ（メジロ科）



大きさ 約 12cm
 生息環境 広葉樹林
 希少性※ 国：－ 県：－ 村：－

3) 両生類

トウキョウサンショウウオ（サンショウウオ科）



大きさ 約 8～15cm
 生息環境 湿った樹林，湿地など
 希少性※ 国：○ 県：○ 村：○

4) 魚類

アユ (アユ科)



大きさ 約 20cm
生息環境 河川 ※回遊
希少性※ 国：－ 県：－ 村：－

カジカ (カジカ科)



大きさ 約 15～17cm
生息環境 水質の良い河川
希少性※ 国：○ 県：－ 村：－

カワアナゴ (ハゼ科)



大きさ 約 25cm
生息環境 河川
希少性※ 国：－ 県：－ 村：－

ギバチ (ギギ科)



大きさ 約 12～25cm
生息環境 比較的水質の良い河川
希少性※ 国：○ 県：－ 村：－

サケ (シロザケ) (サケ科)



大きさ 約 65cm
生息環境 河川 ※回遊
希少性※ 国：－ 県：－ 村：－

ウナギ (ウナギ科)



大きさ 約 40～50cm
生息環境 水路など ※回遊
希少性※ 国：－ 県：－ 村：－

メダカ（メダカ科）



大きさ 雄約 4cm, 雌約 5cm
 生息環境 小川, 水田など
 希少性※ 国：○ 県：○ 村：○

5) 昆虫類

アオヤンマ（ヤンマ科）



大きさ 約 5cm
 生息環境 湿地など
 希少性※ 国：○ 県：－ 村：－

オオムラサキ（タテハチョウ科）



大きさ 約 4.3～6.8cm
 生息環境 広葉樹林
 希少性※ 国：○ 県：○ 村：○

オゼイトトンボ（イトトンボ科）



大きさ 約 2.5～3.0cm
 生息環境 湿地など
 希少性※ 国：－ 県：○ 村：○

カブトムシ（コガネムシ科）



大きさ 約 3.2～5.3cm
 生息環境 広葉樹林
 希少性※ 国：－ 県：－ 村：－

ギンイチモンジセセリ（セセリチョウ科）



大きさ 約 1.7～1.8cm
 生息環境 ススキなどのイネ科の草地
 希少性※ 国：○ 県：－ 村：－

ゲンジボタル（ホタル科）



大きさ 約 1.2～1.8cm
 生息環境 水のきれいな小川や水路など
 希少性※ 国：－ 県：○ 村：○

コオイムシ（コオイムシ科）



大きさ 約 1.7～2.2cm
 生息環境 ため池，池沼，水田など
 希少性※ 国：○ 県：○ 村：○

ニッポンハナダカバチ（アナバチ科）



大きさ 約 2～2.3cm
 生息環境 海岸，河川敷の砂地
 希少性※ 国：○ 県：○ 村：○

ハイケボタル（ホタル科）



大きさ 約 0.7～1cm
 生息環境 湿地，水田など
 希少性※ 国：－ 県：－ 村：－

ムカシヤンマ（ムカシヤンマ科）



大きさ 約 8cm
 生息環境 湧水のある崖など
 希少性※ 国：－ 県：－ 村：－

ヤマトタマムシ（タマムシ科）



大きさ 約 3～4cm

生息環境 広葉樹林

希少性※ 国：－ 県：○ 村：○

3 用語解説

【あ行】

- ・インフラストラクチャー：

生活や産業の基盤として整備される施設や仕組みのこと。

- ・E S D（持続可能な開発のための教育）：

ユネスコ（国連教育科学文化機関）を主導機関として国際的にその推進が求められる教育。地球的視野で考え、様々な課題を自らの問題としてとらえ、身近なところから取組み、持続可能な社会づくりの担い手となるように人々を育成し、意識と行動を変革することを目的とする教育のこと。

- ・エコツーリズム：

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全が進むとともに、地域活性化につながっていくことを目指す仕組みのこと。

【か行】

- ・学校・園庭ビオトープ：

学校や保育所、幼稚園の敷地内に設置された草地や池、樹林などの野生生物が生息・生育する空間のこと。地域性種苗の利用が基本となる。子どもたちの最も身近な自然体験の場となる。

- ・現存自然植生：

現在、その土地に成立している自然の植物のまとまりのこと。

- ・コンパクトなまちづくり：

日々の暮らしに必要な施設や機能が身近に整った、高齢者をはじめとした多くの人が暮らしやすいまちづくりの考え方。

【さ行】

- ・侵略的外来種：

外来種の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを、特に侵略的外来種という。例えば、オオクチバスやブルーギルは、在来水生動物を大量に捕食し、それらが放されたため池などで、在来魚の種数の減少、個体数の減少を招くことが知られている。

・生物多様性：

様々な野生生物が存在していることを指す言葉。野生生物は 40 億年という長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、その結果、現在、地球上には 3,000 万種ともいわれる多様な野生生物が存在していると言われている。これらの野生生物は一つひとつに個性があり、全て直接的、間接的に支えあって生きている。

生物多様性条約では、①生態系の多様性、②種の多様性、③種内(遺伝子)の多様性という 3 つのレベルで多様性があるとしている。具体的に、①生態系の多様性とは森林、里地里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁など様々なタイプの自然があることを、②種の多様性とは動植物から細菌などの微生物にいたるまで、様々な野生生物がいること、③種内(遺伝子)の多様性とは同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個性があることを指す。

国際社会では、地域の気候風土にあった生物多様性を保全・再生することが求められている。

・潜在自然植生：

人為的な干渉がなかった場合に、その場所の気候風土により最終的に成立する植物のまとまりのこと。

【た行】

・ため池：

本戦略では、農業用水を確保するために水を貯え取水ができるよう、人工的に造成された池のほか、自然に形成された池を含めて「ため池」とした。

・地域性種苗：

地域の自然に本来生える植物をもとに生産された種苗を指す。その地域に自生する植物と同じ種であっても、例えば遠方を産地とするものは生物多様性の喪失につながることもあるため含まない。日本緑化工学会「生物多様性保全のための緑化植物の取り扱い方に関する提言」(平成 14 年)、亀山章(監修)・小林達明・倉本宣(編)『生物多様性緑化ハンドブック』(平成 18 年、地人書館)にもとづく考え。

・特定外来生物：

外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものについて「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(略称:外来生物法)」により指定された生物。飼育、栽培、保管及び運搬、また、野外へ放したり、植えたりすることが禁止されている。オオクチバス、ウシガエル、オオキンケイギク、アライグマなどが該当する。

【な行】

・ノー・ネット・ロス：

開発事業後も自然環境の損失がないこと。開発事業に際して、①希少な動植物の生息・生育地に対する影響の回避・低減を基本としたうえで、②やむを得ず失われる自然環境に対して、失われる自然環境と同等の自然環境を他所で再生して埋め合わせなどを行うことによって実現する。

【は行】

・ビオトープ／ビオトープ・ネットワーク：

地域の野生生物がくらす空間のこと。樹林や草地、水辺など様々な種類がある。地域の自然に本来見られるビオトープを保全し、縮小したり、失われたビオトープを再生させ、さらに、野生生物がその間を移動できるようにビオトープ間をネットワークさせるまちづくりが求められている。ビオトープ・ネットワークについては、エコロジカル・ネットワーク、生態系ネットワークとも呼ばれる。

【ま行】

・メダカ：

「メダカ」については、近年の研究により、北日本集団（キタノメダカ）と南日本集団（ミナミメダカ）の2種に分類され、さらに地域ごとにいくつもの細かい集団に分かれていることが分かってきている。東海村は、ミナミメダカの分布域に含まれる。

【や行】

・谷津：

台地に谷が入り込む独特の地形のこと。その細長い低湿地部は、昔から水田として利用されてきた。

・ヤブツバキクラス域：

日本の植生は、自然植生の構成種の名をとって、高山帯域（高山草原とハイマツ帯）、コケモートウヒクラス域（亜高山針葉樹林域）、ブナクラス域（落葉広葉樹林域）、ヤブツバキクラス域（常緑広葉樹林域）の各クラス域に大別されている。この「クラス域」とは、広域に分布し景観を特徴づけている自然植生によって植物社会学的に定義されたもので、主要なクラスの生育域のことを指している。ヤブツバキクラス域は、関東以西の標高700～800m以下で発達し、北にいくほど高度を下げ、東北地方北部では海岸寄りに北上している。

・要注意外来生物：

外来生物法により飼養などの規制が課されるものではないものの、生態系など

に悪影響を及ぼしうることから，環境省より，適切な取扱いが呼びかけられているもの。アメリカザリガニやキシノウズ，ホテイアオイなどが該当する。

4 名簿

(1) 東海村生物多様性地域戦略策定委員会（平成 24・25 年度）

氏 名	所属など	備 考
石川 久男	東海村商工会	
大宮 祐美子	村民（一般公募）	
荻沼 正和	茨城県植物園インタープリター	
梶川 直樹	茨城県環境アドバイザー	
加藤木 賢	とうかい環境村民会議 自然共生社会部会部会長	
上条 八洲江	とうかい環境村民会議 低炭素社会部会	
川崎 志保	とうかい環境村民会議 自然共生社会部会副部会長	
川島 省二	一般社団法人 茨城県環境管理協会	委員長
桐原 幸一	東海村環境審議会 元茨城県立東海高等学校長	副委員長
西郷 いづみ	村民（一般公募）	
茂又 遼史	とうかい環境村民会議 自然共生社会部会副部会長	
砂押 洋美	元農業委員	
富田 文子	とうかい環境村民会議 循環型社会部会	
中村 恵美子	東海村環境審議会 茨城県環境アドバイザー	
萩谷 清貴	ひたちなか農業協同組合 ひたちなか東海支店	
広瀬 敦子	東海村環境審議会 こどもエコクラブ	
廣瀬 誠	元東海村動植物生態系調査検討委員会 環境省希少野生動植物種保存推進員	
山本 英明	元とうかい環境村民会議 生活環境部会副部会長	24 年度



(2) 東海村生物多様性地域戦略庁内検討委員会（平成 24・25 年度）

所 属		氏 名	備 考
総合政策部	政策推進課	池田 洋平	副委員長
	まちづくり国際化推進課	河野 通則	
福 祉 部	介護福祉課	前田 英樹	25 年度
経済環境部	経済課	伊藤 広顕	24 年度
	経済課	橋本 良行	25 年度
	環境政策課	永山 弘明	
	消防防災課	岡部 聡	25 年度
建設水道部	都市政策課	菊池 敬	委員長
	みちづくり課	萩谷 孝之	
	区画整理課	鈴木 廣光	24 年度
	区画整理課	坪 秀章	25 年度
	下水道課	笹嶋 士郎	
教育委員会	学校教育課	橋本 良行	24 年度
	教育委員会指導室	菊地 義光	25 年度
	生涯学習課	林 恵子	



5 写真提供

頁	写 真	提供者
P15, 68	カヤネズミ	(公財) 日本生態系協会
P19, 69	オオタカ	須田 秋夫 氏 (東海村の自然と文化財を守る会)
P26	レッドリスト	東海村の自然誌 (東海村教育委員会)
P33	村松小学校ビオトープ	東海村立村松小学校
P37	東海ファーマーズマーケット	農業支援センター
P38	「東海村の新しい『顔』づくり」 プロジェクトの様子	東海村観光協会
P40	村松山虚空蔵堂	村松山虚空蔵堂
P40	大神宮	大神宮
P64	イロハモミジ	(公財) 日本生態系協会
P66	ヤブコウジ	(公財) 日本生態系協会
P68	ニホンリス	(公財) 日本生態系協会
P69	アカゲラ	(公財) 日本生態系協会
P69	オオハクチョウ	(公財) 日本生態系協会
P69	カワセミ	(公財) 日本生態系協会
P69	カンムリカイツブリ	(公財) 日本生態系協会
P69	コハクチョウ	(公財) 日本生態系協会
P71	ウナギ	(公財) 日本生態系協会

東海村生物多様性地域戦略
－ 自然の恵みが持続するまちづくりに向けて －

平成 26 年 3 月

発行：東海村

〒319-1192 東海村東海三丁目 7 番 1 号

電話 029-282-1711（代表）

協力：公益財団法人 日本生態系協会